

福祉の手帳

暮らしに生かします



幌 延 町

■ ホームページ <http://www.town.horonobe.hokkaido.jp>

▶ は じ め に ▶

この冊子は、福祉に係る情報を紹介したものですので活用ください。

なお、平成28年4月1日現在で編集しておりますので、今後、制度など変更となる可能性がありますので、詳細については、必ず担当者にご確認くださいませうお願いいたします。

幌延町 保健福祉課戸籍福祉グループ

目 次

地域福祉	1
民生委員・児童委員、社会福祉協議会、生活支援	
高齢者福祉	5
高齢者の福祉とサービス事業所	
介護保険	10
国民年金	16
障がい者（児）の福祉	19
身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児の福祉、障がい者の福祉サービス	
親と子の福祉	34
各種手当、医療費の助成、認定こども園、子育て支援サービス、児童相談窓口	
関連情報	
戸籍、住民基本台帳、印鑑登録	43
国民健康保険、後期高齢者医療制度	49
ごみの分別・出し方	51
行政施設等と行政機構図	53
行政事務執行施設、行政機構図	

地 域 福 祉

民生委員・児童委員、厚生委員

問合せ // 保健福祉課戸籍福祉グループ

☎(01632) 5-1115 (内線 162,163)

告知端末番号5-8813

■民生委員・児童委員、厚生委員

民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法によって、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立った相談に応ずるとともに必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務とし、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣から委嘱されます。

厚生委員は、社会福祉行政機関に協力し、地域社会及び住民福祉の増進を図ることを目的とし、正式には「社会厚生委員」という。厚生委員は、民生委員・児童委員に委嘱することになっています。

□民生委員としての主な仕事（民生委員法第14条）

- ・住民の生活状態を必要に応じて適切に把握する
- ・生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
- ・福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと
- ・社会福祉事業者と密接に連携を行い、その事業又は活動を支援すること
- ・福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること
- ・その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

□児童委員としての主な仕事（児童福祉法第17条）

- ・児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと
- ・児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
- ・児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
- ・児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
- ・児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること
- ・その他、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと

□任 期 3年（補欠委員は前任者の残任期間）

各担当地区の民生委員・児童委員名簿

（任期 平成28年11月30日まで）

担 当 地 区 名	氏 名	担 当 地 区 名	氏 名
上問寒、中間寒、問寒別東・西・北・南町内会	平 野 義 和	元町・つばめ町内会	平 島 英 敏
問寒別第1・2・3町内会	土 屋 磨智子	幌延第1・幌延西・北進・第9町内会	小 玉 利 治
雄興・開進・上幌延町内会	高 橋 奈美子	第7町内会	古 川 由紀子
下沼南・北・サロベツ（浜里）町内会	富 樫 とも子	第10町内会	鳴 海 千恵子
第1・双葉町内会	中 岡 妙 子	主任児童委員（幌延）	濱 下 恭 子
すすらん、さくら町内会	番 坂 睦 子	主任児童委員（問寒別）	森 崎 登代子

※主任児童委員は、専ら児童の福祉に関する活動を行う委員です。各区域を担当する児童委員との連絡調整や各区域を担当する児童委員の活動に対しての協力や援助を行っています。

■民生委員推薦会

民生委員を推薦する組織で、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者のうちから町長が委嘱する。

口委 員 委員は若干名とし、議会の議員、民生委員、教育関係者等7分野から、それぞれ2人以内を委嘱する。

幌延町社会福祉協議会

問合せ // 字幌延/社会福祉法人幌延町社会福祉協議会

☎(01632) 5-1008

告知端末番号5-1008

■社会福祉協議会

幌延町社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。町で暮らす地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加と協力のもと、地域住民が住み慣れた町で安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなっています。

社協の活動内容

○福祉対策事業の推進

- ・地域福祉実践計画の策定
- ・福祉団体の育成、援助及び連携強化
- ・共同募金運動の啓発と実施
- ・赤十字事業活動の協力

○老人福祉の推進

- ・ねたきり老人・独居老人・老人世帯への福祉増進
- ・ホームヘルパー訪問及び援助
- ・高齢者の健康、生きがい増進運動・支援活動
- ・たすけあいネットワークの育成と強化

○母子・寡婦・児童福祉の増進

- ・母子活動の援助
- ・母子福祉基金の活用促進

○心身障がい者（児）福祉の増進

- ・在宅障害者の援助及びホームヘルパー派遣
- ・身体障害者協会の育成援助

○地域福祉活動の推進

- ・ボランティア活動の開発と育成強化
- ・心配ごと相談所の開設・啓発

○福祉振興事業の推進

- ・低所得者福祉対策の支援・援助
- ・戦没者遺族会活動の援助
- ・非常災害救援活動への支援

○地域福祉基金事業の実施

- ・給食サービス事業（一人暮らし高齢者昼食会）
- ・高齢者生きがい対策事業
- ・日常生活支援事業（杖・車イスなどの貸与）

○財政確保対策等



■訪問介護事業

社協は、介護保険と身体・知的障害者、障害児の支援費の指定事業所として、在宅サービスの訪問介護（ホームヘルプサービス）を実施しています。正職員ヘルパーと臨時に対応するパートヘルパーにより、良質な介護サービスを提供します。

■愛情銀行

香典返しハガキの印刷依頼を受託し、相当の金員を財源とし、社協一般会計への繰出し、医療費等でお困りの方に資金の貸付事業も行っております。

■救援活動の実施

赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金の活動を行っております。歳末たすけあい募金は、町内の要保護世帯等に配分されます。

■高齢者等給食サービス事業

調理が困難な在宅の高齢者及び障がい者が、住み慣れた地域で引き続き生活していくことを支援するため、定期的な配食を行います。

□対 象 者

老衰、心身の障害、疾病等の理由で調理が困難な在宅の高齢者と障害者

□費 用

原材料及び調理に係る実費相当分

(主食+副食 500円、 副食のみ 450円)

□申 請

申請書を保健福祉課戸籍福祉グループへ提出してください。



■高齢者等除雪サービス事業

除雪が困難なひとり暮らし高齢者等が、冬期間も自立した生活を継続できるよう、一定の降雪があった場合等において住宅周辺の除排雪を行います。

□対 象 者

町内に在住する所得税非課税世帯で自力による除雪が困難な高齢者及び障害者世帯

ただし、町内に除排雪の援護ができる子又は兄弟及び知人のいる世帯は除きます。

□費 用

無 料

□申 請

申請書を保健福祉課戸籍福祉グループへ提出してください。

受付期間 ～ 10月下旬から11月上旬



■緊急通報システム事業

ひとり暮らし高齢者や身体障害者等に対して緊急通報システム【緊急電話、火災センサー、携帯用発信機（ペンダント）】を貸与し、緊急事態発生時における迅速かつ適格な救護・通報体制を確保します。

□対 象 者

ひとり暮らしの高齢者及び重度身体障がい者（緊急時に機敏に行動することが困難な人）

身体障害程度にかかわらず発作の危険性が高い疾病障害のある人 など

□費 用

無 料

□申 請

申請書を保健福祉課戸籍福祉グループへ提出してください。



■冬の生活支援事業（暖房用燃料費助成）

高齢者、障がい者、ひとり親世帯等に対し、冬の生活支援として暖房用燃料費の一部助成を行っています。

□対象者

毎年11月1日現在（基準日）、町内に住所を有し当該年度の町民税非課税世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯（生活保護世帯や施設入所者、基準日に在町していない方等は除きます。）

① 高齢者世帯

ア 年齢満65歳以上の単身世帯

イ 夫婦の両方或いはどちらか一方が満65歳以上で暮らしている高齢世帯、又は年齢満65歳以上の方が同居の扶養親族を有している世帯

② 障がい者世帯

ア 療育手帳区分A判定の方が世帯主または世帯構成員となっている世帯

イ 身体障がい者手帳1級及び2級の方が世帯主または世帯構成員となっている世帯

ウ 精神保健福祉手帳1級、2級及び3級の方が世帯主または世帯構成員となっている世帯

③ ひとり親世帯

ア 20歳未満の子どもと父又は母のいずれか一方によって構成されている世帯

□助成額

1世帯 10,000円

□事業実施期間

平成24年度～平成28年度（5か年）



生活保護

問合せ // 保健福祉課戸籍福祉グループ

☎01632)5-1115（内線166）

告知端末番号5-8813

日本国憲法第25条の「すべての国民は、健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定する理念に基づき生活保護法が制定されています。

国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

□保護の種類

- 1.生活扶助 2.教育扶助 3.住宅扶助 4.医療扶助 5.介護扶助 6.出産扶助
7.生業扶助 8.葬祭扶助

※これらの扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行なわれます。

□申請

申請書及び必要書類を保健福祉課戸籍福祉グループへ提出してください。

申請を受付けた後、道（振興局）が申請に基づき必要な調査を実施。その後に決定となります。

高 齢 者 福 祉

長 寿 お 祝 い 事 業

問合せ // 保健福祉課戸籍福祉グループ
☎(01632) 5-1115 (内線 163)
告知端末番号5-8813

町内に在住されている高齢者の方々の長寿を祝って、お祝い品を送っています。

☐対象者と祝い品

毎年9月1日を基準日とし、その基準日に年齢が下記のものに対して、それぞれの金額の範囲内で商品券の贈呈を行います。

- 喜寿（満77歳） 10,000円
- 米寿（満88歳） 30,000円
- 白寿（満99歳） 50,000円

家 族 介 護 慰 労 金

問合せ // 保健福祉課戸籍福祉グループ
☎(01632) 5-1115 (内線 163)
告知端末番号5-8813

重度の要介護状態にある高齢者を在宅で介護している家族に対して、その労をねぎらうために慰労金を支給します。

☐対 象 者

本町に住所を有し、次の条件に該当する者

- ①介護保険法の要介護認定において要介護4又5と判定された者を介護していること
- ②町民税非課税世帯であること
- ③過去1年間介護保険サービス（年間1週間程度のショートステイの利用を除く。）を利用していないこと

☐支 給 額

年額100,000円

☐申 請

申請書を保健福祉課戸籍福祉グループへ提出してください。

居 宅 介 護 支 援

問合せ//幌延町居宅介護支援事業所（保健センター内）
☎(01632) 5-1790
告知端末番号5-1790

介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、介護支援専門員（ケアマネージャー）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望に沿って、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成したり、ケアプランに位置つけたサービス提供事業所等との連絡・調整などを行います。

☐利用対象者

要介護1以上の認定を受けた方

☐利 用 料

無 料

幌延町内の居宅介護支援事業所

幌延町居宅介護支援事業所	こざくら荘居宅介護支援事業所
◆所在地 幌延町字幌延102番地1（保健センター内）	◆所在地 幌延町宮園町1番地31
◆電話番号 5-1790（ファックス 5-1791）	◆電話番号 9-7500（ファックス 9-7501）
◆開所時間 午前8時30分～午後5時	◆開所時間 午前8時30分～午後5時
◆休所日 土・日曜日・祝日、12月31日～翌1月5日	◆休所日 土・日曜日・祝日、12月31日～翌1月5日

地域包括支援センター

問合せ//幌延町地域包括支援センター（保健センター内）

☎(01632) 5-1790

告知端末番号5-1790

地域包括支援センターは、高齢者とその家族の心身の健康維持・安定した暮らしを地域ぐるみで支えていく拠点です。高齢者の方々が住み慣れた地域でいつまでも健やかに生活をしていただけるように事業を行っています。保健師が相談に対応し、ご本人に合った支援を行います。また、一人ひとりに合った適切なサービスが提供できるように医療機関などとも連携をしています。

□事業内容

高齢者やその家族に関する相談ごと

- ・健康や福祉、医療、生活に関すること
- ・介護に関する心配や相談ごと
- ・近所に暮らす一人暮らしの方への心配
- ・必要な情報やサービス、関係機関の紹介やその後の支援を行います。

介護や健康に関すること

- ・要介護認定で、要支援1・2と判定された方への介護予防プランの作成
- ・介護予防チェックリストで運動・生活機能の低下がみられた方の、健康維持のための介護予防ケアプランの作成
- ・要介護認定の申請手続きの支援
- ・介護予防教室（にこにこ教室、はつらつ教室）の開催

□利用対象者

本町に居住するおおむね65才以上の者であって身体が虚弱又は寝たきり等日常生活を営むのに支障がある者及びその家族等

□開所時間

午前8時30分～午後5時

□休所日

土・日曜日・祝日、12月31日～翌1月5日

□利用料

無 料



特別養護老人ホーム「こざくら荘」

問合せ // 1条北2丁目 社会福祉法人幌延福祉会
☎(01632) 5-1181
告知端末番号5-1181

65歳以上で、原則、要介護度3以上の高齢者が家庭において身体上又は精神上著しい欠陥があるため、日常生活に誰かの介護を必要とする方で、家庭での介護を受けることが困難な方を対象に、常時の介護・入浴・食事等の世話をする施設です。(65歳未満や、要介護度3未満でも特別な理由がある場合は入荘できます。)

- 入所定員 特養40名
- 事業開始 平成6年4月1日(平成23年、入所定員を10名増)
- 施設規模 鉄筋コンクリート造1階建
- 居室数 37室(1人部屋26室/2人室11室)
- 施設面積 2863.75㎡
- 敷地面積 12,654㎡
- 利用者負担

介護サービスの費用の1割(一定以上所得者は2割)を自己負担してもらいます。食事代などについては、標準的な食費分などは利用者が負担します。

高額介護サービス制度で、自己負担の上限額を設けています。一般被保険者の方は、1カ月当たり37,200円で、食費を含めると5万円程度の自己負担になります。

□入荘される方へ

入荘される方は、印鑑、転出証明(幌延町以外の住民の方)、戸籍謄本、各種年金証書、障害者手帳(交付を受けている方)、健康保険証の他に、日常生活に必要なものを持参ください。

ショートステイ(在宅老人短期入所介護)事業

問合せ // 1条北2丁目 社会福祉法人幌延福祉会
☎(01632) 5-1181
告知端末番号5-1181

おおむね65歳以上の障害をもつお年寄りを介護している方が、疾病、出産、旅行、看護疲れ、冠婚葬祭等の理由により一時的に自宅で介護することができなくなった場合に短期間お預かりします。

- 利用定員
8名
- 利用期間

利用者の要介護度により利用できる期間が変わります。利用には、ケアプランの作成が必要となります。

□利用者負担

介護サービスの1割(一定以上所得者は2割)を自己負担してもらいます。その基礎となる介護サービス報酬単価は、次のとおりとなっています。

◆従来型個室1日あたり

要支援1	4,330円
要支援2	5,380円
要介護1	5,790円
要介護2	6,460円
要介護3	7,140円
要介護4	7,810円
要介護5	8,460円

※送迎を行う場合は介護度とは関係なく、片道につき1,840円を負担していただくことになります。

デイ・サービスセンター

問合せ // 1条北2丁目 社会福祉法人幌延福祉会
☎(01632) 5-1181
告知端末番号5-1181

在宅で介護を必要とされるおおむね65歳以上の高齢者の方及び身体に障害のある方等に通所していただき、生活指導、健康チェックなどの基本事業のほか、入浴、給食のサービスを行います。
居宅からセンターまで移送用車両により送迎します。

□事業内容

○基本事業 生活指導、日常動作訓練、家族介護者教室、養護、健康チェック等

○通所事業 入浴サービス、給食サービス

□利用者負担

介護サービスの費用の1割（一定以上所得者は2割）を自己負担してもらいます。要介護度により負担額が変わります。

□営業日及び営業時間

月曜日～金曜日 午前10時～午後3時

□休業日

土曜日、日曜日、12月31日～翌1月5日

□利用回数

利用者の要介護度により利用できる回数が変わります。利用にはケアプランの作成が必要になります。

福祉有償運送（町外への通院等送迎事業）

問合せ // 1条北2丁目 社会福祉法人幌延福祉会
☎(01632) 5-1181
告知端末番号5-1181

高齢や障がいなどの理由で公共交通機関を一人で利用できない方に対して、町外の通院や入退院の外出を支援します。

□対象者

他人の介護によらずに移動することが困難であり、かつ一人で公共交通機関を利用することが困難な次のいずれかに該当する者

①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

②介護保険法に規定する要介護認定者（要介護1～5）

③地域ケア会議において、公共交通機関を一人で利用することが困難と判断された者方

□サービスの範囲

町外への通院及び入退院の送迎

□対象地域

稚内市、豊富町、天塩町、音威子府村、名寄市 など

□利用料金

車賃：20円×移動距離（距離算定はこざくら荘を起点に算定）

介助料金：1,000円（入退院で片道利用の場合は半額）



老人クラブと老人クラブ連合会

問合せ // 幌延町老人クラブ【事務局】社会福祉協議会

☎(01632) 5-1008

告知端末番号5-1008

老人クラブは、生きがい活動や健康づくり、ボランティア活動などの事業を行っている高齢者の自主的な組織で、60歳以上の方であれば、どなたでも老人クラブ加入ができます。

町内には、各地域に4つの老人クラブがあり、それぞれ活動しています。また、4クラブの連合組織として老人クラブ連合会を組織して、各クラブの育成や全クラブ合同の各種事業を実施しています。

□加入方法

お近くの老人クラブに直接申し込み下さい。申し込み先は、老人クラブ連合会事務局にお問合せ下さい。

□地域の老人クラブ

ク ラ ブ 名	対 象 地 域
幌延町老人クラブ福寿会	幌延市街地域
老人クラブ明生会	上幌延、開進地域
下沼老人クラブ明和会	下沼地域（一部字幌延）
問寒別老人クラブ明寿会	上・中間寒、問寒別地域

□主な活動内容

- ・総会・例会・新年会等
- ・研修旅行（2～3回）
- ・健康相談・健康教室
- ・趣味・スポーツ活動
- ・ボランティア活動 など



介護保険

問合せ/☎(01632)5-1115 (内線 163) /保健福祉課戸籍福祉グループ
告知端末番号5-8813

「要介護高齢者の増加・介護期間の長期化」といった介護ニーズの拡大、我が国全体における高齢社会の進行、そして「核家族化の進行・介護する家族の高齢化」など要介護高齢者本人だけでなく、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況にも変化が生じてきました。この変化を続けていく介護サービスに対応をするために「介護保険制度」が平成12年より施行されました。

介護保険とは40歳以上のすべての人が加入者（被保険者）となり、保険料を納め、介護が必要になったときに備える制度です。被保険者となることで介護サービスを受け、安心して住み慣れた地域内で暮らすことができます。

介護保険のサービスの利用には、寝たきりや認知症などの事由により、介護・支援を必要とする状態であるという認定（要介護・要支援認定）を受けることが必要になります。

■介護保険制度の仕組み

保 険 者 (市区町村)		被 保 険 者	現在受給されているサービス
運営の財源			在宅サービス
公 費 (50%)	保 険 料 (50%)	○第1号被保険者 65歳以上の人 受給要件 ・要介護状態（寝たきり、 認知症等で介護が必要な 状態） ・要支援状態（日常生活に 支援が必要な状態）	訪問介護（ホームヘルプ） 訪問リハビリ 通所介護（デイサービス） 短期入所生活介護（ショートステイ） 居宅療養管理指導 特定施設入居者生活介護 サービス（有料老人ホーム 等）
国 25%	第1号被保険者 22%	○第2号被保険者 40歳以上65歳未満の医 療保険に加入している人 受給要件 ・下表の「特定疾病一覧」 における疾病が原因とな って、要支援・要介護状 態となっている人	施設サービス
都道府県 12.5%	第2号被保険者 28%		介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設
市区町村 12.5%			地域密着型サービス
※施設等給付 の場合は国 20%・都道府 県17.5% 包括的支援事 業・任意事業の 場合は国 39.5%・都道 府県19.75%			認知症対応型生活介護（グ ループホーム）

第2号被保険者 特定疾病一覧

- 1、末期がん
- 2、関節リウマチ
- 3、筋萎縮性側索硬化症（ALS）
- 4、後縦靱帯骨化症
- 5、骨折を伴う骨粗鬆症
- 6、初老期における認知症
- 7、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 8、脊髄小脳変性症
- 9、脊柱管狭窄症
- 10、早老症
- 11、多系統萎縮症
- 12、糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 13、脳血管疾患
- 14、閉塞性動脈硬化症
- 15、慢性閉塞性肺疾患
- 16、両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

■資格関係の届出

こんなとき	必要な手続き	
	要介護認定を受けていない方	要介護等認定を受けている方
転入されたとき	資格取得届の提出が必要です。 (後日、町より被保険者証が送付されます。) 転入の手続きも併せて行う必要があります。	受給資格証明書とあわせて資格取得届及び認定申請書の提出が必要です。転入届出後 14 日以内に届出をしなければなりません。
転出されるとき	被保険者証と資格喪失届の提出が必要です。 (要介護等認定を受けている方には受給資格証明書を交付します。)	
死亡されたとき	被保険者証と資格喪失届の提出が必要です。	
氏名、世帯、町内で住所が変わったとき	被保険者証と資格異動届の提出が必要です。 住民異動届と併せて行う必要があります。	

■保険料等

区 分	第 1 号被保険者	第 2 号被保険者
加入する人	65 歳以上	40 歳から 64 歳までの医療保険加入者
被保険者証の交付	65 歳になったときに町から交付	交付の申請をされた方あるいは要支援・要介護認定を受けた方
保険料等	介護保険事業に必要な費用のうち、1 割（一定以上所得者は 2 割）はサービス利用者が支払う利用料が当てられます。残り 9 割（または 8 割）は上図の「運営の財源」の割合でまかなわれます。 保険料は、市町村ごとの総事業費を算出して国が認める基準によって算定されます。3 年毎に見直しが行われます。詳しくは 20 ページ「第 1 号被保険者の介護保険料」をご覧ください。	現行の健康保険料に介護保険料を上乗せして、「健康保険料」として一括徴収されますが、介護保険料の計算方法や額は、加入している健康保険によって異なります。

■主な在宅サービスの支給限度額

介護（介護予防）サービスは原則としてサービスにかかった費用の 1 割（一定以上所得者は 2 割）が利用者負担となりますが、サービス利用に関する支給額は「**要介護状態区分**」によって下表のように上限が定められています。

要介護状態区分	1 か月の支給限度額
要支援 1	50, 030 円
要支援 2	104, 730 円
要介護 1	166, 920 円
要介護 2	196, 160 円
要介護 3	269, 310 円
要介護 4	308, 060 円
要介護 5	360, 650 円



■利用者負担について

介護保険施設を利用した場合などは、サービス費用の1割のほかに、日常生活費、食費、滞在費、居住費が全額利用者の負担になります。

また、利用者負担が高額になった場合（1か月間に支払った、世帯の利用者負担の合計額が下表上限額を超えた場合）には、「高額介護サービス費等支給申請書」を提出し、申請が認められると、超えた分が「高額介護サービス費等」として、あとから支給されます。

利用者負担の上限額

利用者負担段階区分	利用者負担上限額
・現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	世帯 44,400円
・世帯内のどなたかが住民税を課税されている方	世帯 37,200円
・世帯の全員が住民税を課税されていない方（非課税世帯の方）	世帯 24,600円
・高齢福祉年金を受給している方 ・前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方	世帯 24,600円 個人 15,000円
・生活保護の受給者 ・利用者負担を1万5000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円

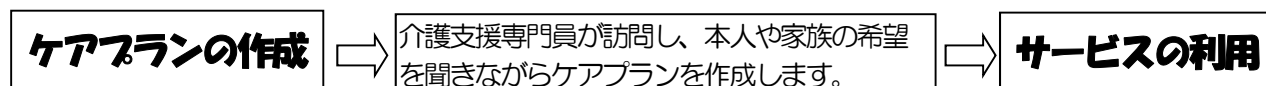
※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

また、介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し高額になった場合、限度を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。介護保険と医療保険の限度額をそれぞれ適用した後、年間の自己負担額を合算して、下表の限度額（年額）を超えた場合、その超えた分が支給されます。

限度額（年額／8月～翌年7月）

所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満を含む世帯	所得区分	70歳以上の世帯
901万円超	2,120,000円	現役並み所得者 (課税所得145万円以上の方)	670,000円
600万円超 ～901万円以下	1,410,000円	一般 (課税所得145万円以下の方)	560,000円
210万円超 ～600万円以下	670,000円	低所得者Ⅱ (下記に該当しない方)	310,000円
210万円以下	600,000円	低所得者Ⅰ (年金収入のみの場合80万円以下の方)	190,000円
住民税非課税	340,000円		

介護サービスを受けるまでのしくみ



※代理人が申請するときには、本人の委任状が必要です。

■第1号被保険者の介護保険料（65歳以上の人）

65歳以上の方は、第1号被保険者として介護保険料を所得に応じ「第1号被保険者の介護保険料」の9段階のうちのいずれかに決まります。低所得者の方には、負担が重くならないように配慮されています。40歳～64歳の第2号被保険者の介護保険料は、健康保険料又は国民健康保険税として納めていただきます。

□第1号被保険者の介護保険料の納め方

①特別徴収

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金を年額180,000円以上（月額15,000円以上）受給している人は、年金から2か月分ずつまとめて天引きとなります。（65歳になった人や転入した人は、翌年度の10月から天引きになります。）

※年金現況届の未提出などにより年金が支給停止となった場合、保険料の納付は普通徴収へ変更となりますので、忘れずに現況届を提出してください。老齢福祉年金については、年金からの差し引きの対象となりません。

②普通徴収

老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金を受給していない方（老齢福祉年金のみ受給している方等）、又は年金額が年額180,000円未満（月額15,000円未満）の方は、納付書・口座振替などによって納めます。保険料は町より送られた納付書により6・7・8・9・10・11月の6回で納めていただきます。

納め忘れのない、便利な口座振替をご利用ください。

※口座振替の手続きを行うためには、以下のものをお持ちになって町の金融機関（稚内信金幌延支店・幌延郵便局・幌延町農協）で手続きを行ってください。

1. 保険料の納付書
2. 預（貯）金通帳
3. 印鑑（通帳届け出印）

■介護保険料を滞納した場合

特別な事情もなく、保険料を滞納すると、介護保険サービスの給付制限の措置を受けることがありますのでご注意ください。

① 1年以上の滞納

介護保険サービスを利用する際の費用が全額自己負担となります。保険給付分（9割（または一定以上所得者は8割））は後から申請することで払い戻しになります。

② 1年半以上の滞納

介護保険給付の一部又は全部が一時差し止められます。それでも滞納している場合は差し止めた返還分から滞納している介護保険料を差し引きます。

③ 2年以上の滞納

利用者負担が1割（一定以上所得者は2割）から3割に引き上げられてしまったり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。

※介護保険料の支払いが困難な場合は保健福祉課戸籍福祉グループまで気軽にご相談ください。



第1号被保険者の介護保険料（平成27年度～29年度）

区分	対象者	負担割合	保険料（年額）
			第6期
第1段階	生活保護の方 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方 世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.45 (※0.50) ※軽減前	29,200円 (※32,500円) ※軽減前
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	0.75	48,700円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75	48,700円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	58,500円
第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1	65,000円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	78,000円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.30	84,500円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	97,500円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方	1.70	110,500円



国 民 年 金

問合せ/☎(01632)5-1115 (内線 166) /保健福祉課戸籍福祉グループ
告知端末番号5-8813

わが国の公的年金制度は、国民年金と厚生年金に分けられますが、国民年金は、全国民が加入する制度として基礎年金という基礎的な年金給付を行います。

日本国内に住む 20 歳以上 60 歳未満のすべての人は国民年金に加入しなければなりません。また、厚生年金保険に加入している人は、同時に国民年金の被保険者（第 2 号被保険者）とされています。

第 2 号被保険者に扶養されている配偶者については、昭和 61 年（1986）4 月から強制加入（第 3 号被保険者）とされており、学生も平成 3 年（1991）4 月から第 1 号被保険者として強制加入になりました。また、従来、加入する年金制度ごとに記号番号が付けられていましたが、平成 9 年 1 月からこの記号番号が共通化され、年金制度を移った場合でも変わらない「基礎年金番号」が用いられています。

会社員や公務員などは、基礎年金の給付と基礎年金に上乗せする形で報酬比例の年金が支給されます。

これらの被用者年金制度には独自給付として、65 歳になるまでの間に限って支給される 60 歳代前半の老齢給付や障害基礎年金には該当しない 3 級障害による障害給付などがあります。

自営業者などの国民年金第 1 号被保険者には基礎年金の上乗せとして「国民年金基金制度」があります。

■国民年金の被保険者

第 1 号被保険者	第 2 号被保険者	第 3 号被保険者
日本国内に住所がある自営業者、学生、無職の方や勤めていても厚生年金保険に加入できない人で、20 歳以上 60 歳未満の人 □加入手続 町民課保健福祉グループへ □保険料 1 ヶ月 16,260 円（平成 28 年度） ※保険料は毎年変動されます。 □付加保険料 1 ヶ月 400 円より高い老齢給付を望む第 1 号被保険者及び任意加入被保険者	サラリーマン、OL、公務員など厚生年金保険に加入している人で、70 歳未満の人 □加入手続 勤務先が行う □保険料 給与から天引き	厚生年金保険に加入している人の被扶養配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の人 □加入手続 配偶者の勤務先へ □保険料 夫の加入する年金制度から拠出

任意加入被保険者 (第 1 号被保険者)	国民年金保険料の免除について（全額・4 分の 3・半額・4 分の 1）
① 20 歳以上 60 歳未満の老齢（退職）年金受給者 ② 日本国内に住む 60 歳以上 65 歳未満の人 ③ 外国に住んでいる、20 歳以上 65 歳未満の日本人 ④ 昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた、日本国内に住む受給資格のない 60 歳以上 70 歳未満の人	本人・世帯主・配偶者の前年所得（1 月から 6 月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請後に承認されると保険料の納付が免除になります。 また、20 歳から 30 歳未満（平成 28 年 7 月 1 日からは、20 歳から 50 歳未満まで）の方は、本人・配偶者の前年所得（1 月から 6 月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請後に承認されると保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」もあります。（免除には、それぞれ所得の基準が設定されています） なお、学生・生徒については、本人の所得が一定額以下の場合、申請により保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」の利用が可能です。 これらはどれも、毎年申請が必要になりますので、希望される方は必ず申請してください。

■支給される年金

区分	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
内 容	保険料を納めた期間（免除期間、学生納付特例期間などを含む）などが一定期間以上ある人が、65 歳になったときに支給されます。	国民年金被保険者期間中（60 歳以上 65 歳未満の国内居住者含む）に初診日のある傷病で障害の状態にある人に、その障害程度に応じて支給されます。	国民年金被保険者（60 歳以上 65 歳未満の国内居住者含む）又は老齢基礎年金受給権者（受給資格期間満了者含む）が死亡したとき、その遺族（子のある妻又は子）に支給されます。
受 給 の 要 件	①受給資格期間（原則 25 年以上の加入期間）を満たしていること ②昭和5年4月1日以前に生まれた人は、生年月日に応じて受給資格期間が 24 年から 21 年まで短縮される	①障害認定日（原則初診日から 1 年 6 ヶ月）において、障害の程度が 1 級又は 2 級に該当し、かつ、初診日の前々月までの加入期間が次のいずれかに該当する人（障害認定日以降悪化し該当する場合も有） ア.保険料納付期間（免除期間等含む）が 3 分の 2 以上ある イ.直近の 1 年間に保険料の未納がない ③20 歳未満に初診日のある傷病で障害の状態にある人	①被保険者等の死亡当時、その人に生計を維持されていた 18 歳到達後最初の年度末（1・2 級障害の状態にある場合は 20 歳未満）までの子又はその子と同一生計の妻であり、かつ、死亡月を含む月の前々月までの加入期間が、次のいずれかに該当 ア.保険料納付期間（免除期間等含む）が 3 分の 2 以上ある イ.直近の 1 年間に保険料の未納がない
年 金 額	780,100 円 （平成28年4月現在） ①20 歳以上 60 歳未満までの 40 年間保険料を納めた人は、満額の年金（任意加入含む） ②昭和 16 年 4 月 1 日までに生まれた人は生年月日に応じて 39 年から 26 年までの加入可能年数分の納付済期間があれば満額の年金 ③保険料の未納や免除がある人は、決められた計算式で算出 ④65 歳前や後でも希望の時期から年金を受けられるが、それぞれの減・増額率で計算されて、生涯この支給率で年金を受けることになる	1 級 975,100 円 （平成28年4月現在） 2 級 780,100 円 （平成28年4月現在） ▼子の加算額 1 人目と 2 人目の子は、 1 人につき 224,500 円 3 人目以降の子は、 1 人につき 74,800 円 “子”とは、18 歳に達した後最初の 3 月 31 日が経過していない子、又は 20 未満の障害のある子で、いずれも生計同一にあること ※任意加入時に未加入だったため障害基礎年金等を受給できない障害者を対象に特別障害者給付金が支給される制度が創設（平成 17 年 4 月 1 日）されました。	妻と子 1 人 1,004,600 円 （平成28年4月現在） ▼子の加算額 1 人目と 2 人目の子は、 1 人につき 224,500 円 （平成28年4月現在） 3 人目以降の子は、 1 人につき 74,800 円 （平成28年4月現在） 計算例（平成28年4月現在） ・子のみ 1 人の場合 780,100 円 ・子のみ 2 人の場合 1,004,600 円 ・妻と子 1 人の場合 1,004,600 円 ・妻と子 2 人の場合 1,229,100 円

■第1号被保険者の独自給付

◆付加年金 定額保険料のほかに、付加保険料（月額400円）を納めている人には、老齢基礎年金に上乗せして付加年金が支給されます。 $\text{年金額} = 200 \text{円} \times \text{付加保険料納付月数}$	◆寡婦年金 第1号被保険者としての保険料納付期間（免除期間を含む）が原則25年以上ある夫が、基礎年金を受ける前に亡くなったとき、10年以上婚姻関係にあった妻に、60歳から65歳になるまで支給されます。 $\text{年金額} = \text{夫が受けるはずであった老齢基礎年金の額} \times 3/4$	◆死亡一時金 第1号被保険者としての保険料納付済期間が3年以上ある人が、基礎年金を受けずに死亡したとき、生計を同じくする遺族に一時金として支払われます（遺族が遺族基礎年金を受けられる場合は除く）。 $\text{一時金} = \text{保険料納付月数} \times 120,000 \text{円}$ から 320,000円
--	--	---

■このようなときには必ず届け出を

届け出が必要なとき	届け出の種類	届け出場所	必要なもの
20歳になったとき	○国民年金被保険者資格取得届	保健福祉課戸籍福祉グループ、問寒別出張所	認め印
勤めたとき	○配偶者の国民年金第3号被保険者取得等届	勤務先	認め印 国民年金手帳 生計維持を確認できる書類
	○厚生年金被保険者資格取得届	勤務先	勤務先にお問い合わせください
勤めをやめたとき	○国民年金被保険者資格取得届 ○配偶者の被保険者種別変更届	保健福祉課戸籍福祉グループ、問寒別出張所	認め印、国民年金手帳 被用者年金喪失を証明する書類
	○厚生年金被保険者喪失届	勤務先	勤務先にお問い合わせください
住所を変更したとき	○国民年金の住所変更届	保健福祉課戸籍福祉グループ、問寒別出張所	認め印、国民年金手帳 年金証書（受給者のみ）
氏名を変更したとき	○国民年金の氏名変更届	勤務先（第3号）	
60歳になったとき	○国民年金被保険者資格喪失	（届け出不要）	
	○国民年金の繰上支給の請求（希望者）	保健福祉課戸籍福祉グループ（厚生年金期間のある人は年金事務所） 問寒別出張所	認め印、国民年金手帳、戸籍謄本、住民票謄本、預金通帳等
	○特別支給老齢厚生年金の請求	年金事務所	年金事務所にお問い合わせください
65歳になったとき	○国民（老齢基礎）年金の請求	国民年金のみの人は保健福祉課戸籍福祉グループ、問寒別出張所	認め印、国民年金手帳、戸籍謄本、住民票謄本、預金通帳等
死亡したとき	○国民年金受給者の死亡届（戸籍上の死亡届とは別）、未支給請求	保健福祉課戸籍福祉グループ（厚生年金のある人は年金事務所）、問寒別出張所	認め印、国民年金手帳又は証書、住民票謄本、住民票除票、戸籍謄本、預金通帳等

障がい者（児）の福祉

障がい者サービスについて、平成18年4月1日より、「障がい者自立支援法」へと制度が移行されましたが、平成25年4月より「障がい者総合支援法」へと新たな制度へと移行されています。

日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げています。

また、制度の谷間を埋めるべく、障がい者の範囲に「難病等」を追加したこともこの法律の大きな特徴です。

身体障がい者の福祉

問合せ // 保健福祉課戸籍福祉グループ

☎(01632) 5-1115(内線165)

告知端末番号5-8813

身体障がい者とは、目・耳・肢体・言語・心臓・じん臓・呼吸器の機能の障がい・その他政令で定める（※）一定以上の障がいがある18歳以上の者であって、知事から身体障がい者手帳の交付を受けた方をいいます。

※ 政令で定める障がい（令第36条） 1、膀胱又は直腸の機能の障がい 2、小腸の機能の障がい
3、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい 4、肝臓の機能の障がい

■身体障がい者手帳の交付

身体障がい者手帳は、補装具、更生医療の給付等身体障がい者福祉法に定める援護を受けるために必要な手帳です。この手帳は、目・耳・肢体・心臓・呼吸器などに一定以上の障がいがある場合に対象となります。

□申請に必要なもの

身体障がい者手帳交付申請書（窓口にあります）、医師の診断書、写真1枚（縦4cm×横3cm・正面脱帽）、印鑑、個人番号確認書類（①個人番号カード、②通知カード、③個人番号が記載された住民票の写し等）が必要です。なお、個人番号確認書類は、下記の手続き全てで必要になるのでご注意ください。

□住所や氏名の変更、障がい程度が変化した場合

それぞれ手続きが必要となります。

- ・住所や氏名を変更する場合…身体障がい者（児）居住地（氏名）変更届、すでにお持ちの身体障がい者手帳、印鑑、個人番号確認書類
- ・身体障がい者手帳を返還する場合…身体障がい者手帳返還届、すでにお持ちの身体障がい者手帳、印鑑、個人番号確認書類
- ・障がいの内容に变化や追加がある場合…身体障がい者手帳再交付申請書、写真（縦4cm×横3cm・正面脱帽）、医師の診断書、すでにお持ちの身体障がい者手帳、印鑑、個人番号確認書類
- ・手帳の再交付を希望する場合…身体障がい者手帳再交付申請書、写真（縦4cm×横3cm・正面脱帽）、すでにお持ちの身体障がい者手帳（亡失による申請の場合は必要なし）、印鑑、個人番号確認書類

■自立支援医療（更生医療）の給付

身体障がい者福祉法第4条に規定する身体障がい者がその障がいの除去・軽減する医療が必要であると認めるときは、その者の申請により、その更生のために必要な医療の給付を行います。更生医療の給付は、指定医療機関に委託します。

□申請に必要なもの

自立支援医療費（更生医療）支給認定書（窓口にあります）、医師の意見書、申請者を含む同一医療保険の方全員の保険証のコピー、身体障がい者手帳（交付申請中の場合は必要なし）、印鑑、特定疾病療養受給者証のコピー（人工透析療法の場合に限る）、個人番号確認書類（①個人番号カード、②通知カード、③個人番号が記載された住民票の写し等）

□支給費用の額

支給する費用の額は、指定医療機関が請求できる診療報酬の例により算定した額です。ただし、当該身体障がい者又はその扶養義務者に費用の負担能力があるときは、その負担能力に応じ、支給費用を減額します。

■補装具の給付

身体障がい者から申請があったときは、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いす等の補装具を交付し、若しくは修理し、又は新たな補装具の購入等の費用を支給することができます。

支給費用の額は、厚生労働大臣が定める報酬の額の基準による額とし、当該身体障がい者又はその扶養義務者に費用の負担能力があるときは、その負担能力に応じ、支給費用を減額します。

□申請に必要なもの

補装具費（購入・修理）支給申請書（窓口にあります）、補装具費支給意見書、身体障がい者手帳のコピー、見積書、印鑑、個人番号確認書類（①個人番号カード、②通知カード、③個人番号が記載された住民票の写し等）

■日常生活用具給付等事業

在宅の重度身体障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与し、日常生活の便宜を図ります。給付等を受けようとしている方は、**日常生活用具を購入する前**に申請を行ってください。

□重度心身障がい者等への給付等用具種目

- ・視覚障がい者…盲人用テーブルコーダー、盲人用時計、点字機など
- ・肢体不自由者…浴槽、湯沸器、パソコン、特殊便器、T字状・棒状のつえ、訓練イスなど
- ・聴覚障がい者…聴覚障がい者用屋内信号装置、福祉電話（貸与）など
- ・内部障がい者…透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー（吸引器）、ストマ用装具、紙おむつなど

□費用 本人及び世帯の方の所得税額等に応じて一部自己負担金が必要になります。

□申請に必要なもの

日常生活用具給付（貸与）申請書（窓口にあります）、世帯状況・収入等申告書（窓口にあります）、見積書、印鑑、個人番号確認書類（①個人番号カード、②通知カード、③個人番号が記載された住民票の写し等）

■身体障がい者の支援費

・事業の種類

（１）居宅事業

- ①身体障がい者居宅生活支援事業
- ア.身体障がい者居宅介護等事業
- イ.身体障がい者デイサービス事業
- ウ.身体障がい者短期入所事業

（２）施設事業

- ①身体障がい者施設支援
- ア.更生施設支援
- イ.療護施設支援
- ウ.授産施設支援

・居宅生活支援費の支給

居宅支給決定身体障がい者が、指定居宅支援事業者から指定居宅支援を受けたときは、当該指定居宅支援に要した費用から特定費用等を控除した居宅生活支援費の支給が受けられます。

□申 請 身体障がい者居宅支援の種類ごとに、市町村に申請しなければなりません。

□決 定 居宅支給決定をしたときは、「居宅受給者証」を交付します。

□証の提示 指定居宅支援を受けようとする者は、指定居宅支援事業者に居宅受給者証を提示してください。

・施設訓練等支援費の支給

施設支給決定身体障がい者が、指定身体障がい者更生施設から指定施設支援を受けたときは、当該指定施設支援に要した費用から特定日常生活費等を控除した施設訓練等支援費の支給が受けられます。

□申 請 身体障がい者施設支援の種類ごとに、市町村に申請しなければなりません。

□決定及び交付 施設訓練等支援費の支給の決定をしたときは、「施設受給者証」を交付します。

□更生訓練費の支給 施設支給決定身体障がい者に対して、必要と認めるときは、更生訓練費（代えて物品の支給も可）を支給することができます。

■国立施設への入所

国立施設への入所は支援費制度の対象にはならず、施設訓練等支援費の手続きとは異なる、改正身体障がい者福祉法第17条の32において定められた手続きが必要とされます。また、国立施設への入所基準については、厚生労働大臣が定めることとされており、厚生労働省告示で示すことを予定しています。

国及び地方公共団体は、知的障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な更生援護の実施に努めなければならないと「知的障がい者福祉法」に規定されています。

■療育手帳の交付

療育手帳の目的は、知的障がい者（児）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種援助措置を受けやすくすることです。障がいの程度（A：最重度、重度 B：中度、軽度）を記載した手帳で、北海道立心身障がい者総合相談所で知的障がいと判定された人が対象となります。

申請は市町村を経由して知事に行います。

□申請に必要なもの 申請書（窓口にあります）、写真1枚（縦4cm×横3cm・正面脱帽）、印鑑、個人番号確認書類（①個人番号カード、②通知カード、③個人番号が記載された住民票の写し等）が必要です。

□住所や氏名の変更、障がい程度が変化した場合

- ・住所や氏名を変更する場合

療育手帳記載事項変更届（窓口にあります）、すでにお持ちの療育手帳、印鑑

- ・障がいの内容、程度に変化が生じた場合

療育手帳記載事項変更届（窓口にあります）、すでにお持ちの療育手帳、印鑑

- ・療育手帳を返還する場合

療育手帳返還届（窓口にあります）、返還する療育手帳、印鑑

- ・療育手帳の再交付を希望する場合

療育手帳再交付申請書（窓口にあります）、すでにお持ちの療育手帳、印鑑、写真（縦4cm×横3cm・正面脱帽）

■知的障がい者の支援費**・知的障がい者居宅生活支援事業**

- （1）知的障がい者居宅介護等事業 18歳以上の知的障がい者であって日常生活を営むものにつき、居宅において行なわれる入浴、排せつ食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を内容とする事業です。
- （2）知的障がい者デイサービス事業 18歳以上の知的障がい者又はその介護を行うものにつき、知的障がい者デイサービスセンター等の施設に通わせ、手芸、工作その他の創作的活動、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導等の便宜を供与する事業です。
- （3）知的障がい者短期入所事業 介護を行うひとが病気などで、18歳以上の知的障がい者を自宅での介護が一時的にできなくなったときに、その知的障がい者を知的障がい者更生施設などの援護施設に短期間入所させて、保護、必要な介護を提供する事業です。
- （4）知的障がい者地域生活援助事業 地域の知的障がい者グループホームで生活をする知的障がい者を援助し、自立生活の支援を行う事業です。地域において共同生活を営むのに支障のない知的障がい者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活の援助を行ないます

・知的障がい者施設訓練等支援事業

- （1）知的障がい者更生施設支援 知的障がい者更生施設に入所する知的障がい者に対して行なわれる保護並びにその更生に必要な指導及び訓練
- （2）知的障がい者授産施設支援 特定知的障がい者授産施設に入所する知的障がい者に対して行なわれる訓練及び職業の提供
- （3）知的障がい者通勤寮支援 知的障がい者通勤寮に入所する知的障がい者に対して行なわれる居室その他の設備の利用の提供並びに独立及び自活に必要な助言及び指導

・居宅生活支援費の支給

居宅支給決定知的障がい者が、指定居宅支援事業者から指定居宅支援を受けたときは、当該指定居宅支援に要した費用から特定費用等を控除した居宅生活支援費の支給が受けられます。

□申請 知的障がい者居宅支援の種類ごとに、市町村に申請しなければなりません。

□決定及び交付 居宅生活支援費の支給の決定をしたときは、「居宅受給者証」を交付します。

・施設訓練等支援費の支給

施設支給決定知的障がい者が、指定知的障がい者更生施設から指定施設支援を受けたときは、当該指定施設支援に要した費用から通勤寮支援日常生活費を控除した施設訓練等支援費を支給します。

□申請 知的障がい者施設支援の種類ごとに、市町村に申請しなければなりません。

□決定及び交付 施設訓練等支援費の支給の決定をしたときは、「施設受給者証」を交付します。

■日常生活用具の給付

日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障がい者について、日常生活上の便宜を図るための用具の給付、若しくは貸与をします。

*** 幌延町知的障がい者援護施設 ***

□種類 知的障がい者更生施設

□名称 幌延町立北星園

□設置場所 幌延町字幌延15番地4

□定員 施設入所支援 60名、生活介護 65名、短期入所 2名

□事業内容 ・知的障がい者更生施設の運営 ・知的障がい者短期入所事業
・知的障がい者地域生活援助事業

□入所 満15歳以上の知的障がい者

□契約 施設の利用を希望する知的障がい者と契約を締結し、サービスを提供する

□利用料 市町村が定める利用負担分、預かり金管理費、付添移送料等
(減免規定あり)

□組織 ①管理係 ②地域支援係 ③生産活動係
④日中活動係 ⑤生活支援係

*** 幌延町知的障がい者地域生活支援事業 ***

地域において共同生活を営む知的障がい者に対して日常生活の援助を行う事業で、町内に6つのグループホームを設置し、幌延町立北星園がバックアップ施設としての業務を行っています。

□グループホーム「北の星」 定員 18名 コンクリートブロック平屋建 528㎡

幌延町字幌延155番地4(事業所)

□グループホーム「しらかば寮」 定員 6名 木造平屋建 150㎡

幌延町宮園町1番地31

□グループホーム「すずらん荘」 定員 4名 木造2階建 168㎡

幌延町4条南2丁目3番地

□グループホーム「わいわい」 定員 5名 コンクリートブロック造2階建 116㎡

幌延町5条北1丁目8番地

□グループホーム「あすなろ」 定員 9名 木造平屋建 314㎡

幌延町字幌延153番地1

□グループホーム「ふきのとう」 定員 6名 木造2階建 169㎡

幌延町字幌延105番地69

精神障がい者の福祉

問合せ // 保健福祉課戸籍福祉グループ

☎(01632)5-1115 (内線165)

告知端末番号5-8813

■精神障がい者保健福祉手帳

一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するものです。精神障がい者の自立と社会復帰・社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々には様々な支援策が講じられています。手帳は、障がいの程度により1級から3級までとなります。

□対象者 何らかの精神疾患（てんかん、発達障がいなどを含みます）によって長期にわたって日常生活又は社会生活への制約がある方を対象としています。

□対象疾患（例） 1、統合失調症 2、鬱病・躁鬱病などの気分障がい 3、てんかん 4、薬物やアルコールによる急性中毒又はその依存症 5、高次脳機能障がい 6、発達障がい（自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等） 7、その他の精神疾患（ストレス関連障がい等）

□申 請 申請は、市町村を経由して都道府県が決定します。医師の診断書（初診日から6か月以上経過した時点のもの）又は障がい者年金（精神障がいによるもの）を受給している方は、年金証書及び年金支払通知書の写しが必要です。手帳は北海道から交付されます。また、対象者本人の写真が必要となります

□有効期限 交付日から2年が経過する日の属する月の末日で、有効期限の3か月前から継続申請ができます。

■自立支援医療（精神通院医療）

精神通院医療は、精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院に係る自立支援医療費の支給を行うものです。

□対象者 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む）を有する者。

□申 請 申請は市町村を経由して、都道府県が決定します。

□申請に必要なもの 自立支援医療（精神通院）支給認定申請書（窓口にあります）
診断書、印鑑、個人番号確認書類

障がい児の福祉

問合せ // 保健福祉課戸籍福祉グループ

☎(01632)5-1115 (内線165)

告知端末番号5-8813

国民は、満18歳に満たない児童が心身健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならないとされ、そして、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負っています。特に、身体に障がいのある児童又は知的障がいのある児童については、「児童福祉法」によって保護されています。

■障がい児の支援費

・児童居宅生活支援事業

（1）児童居宅介護等事業

身体障がい児及び知的障がい児を対象とし、その自宅においての生活の支援を行う事業です。具体的には、食事や調理の介助、入浴、排泄などの介護、洗濯・掃除などの家事援助を行うほか、日常生活上の相談や助言を行います

（2）発達支援事業・放課後等デイサービス事業

身体障がい児及び知的障がい児が肢体不自由児施設や知的障がい児施設などに通うことによって日常生活で必要となる基本動作の指導、集団生活への適応訓練を受けることができる事業です。

（3）児童短期入所事業

保護者の病気などの事由で、自宅で介護を受けることが一時的に困難になった障がい児、児童福祉施設に短期間入所させる事業です。短期入所施設には、肢体不自由児施設や知的障がい児施設があります。

・居宅生活支援費の支給

支援居宅支給決定保護者が、指定居宅支援事業者から指定居宅支援を受けたときは、当該指定居宅支援に要した費用から特定費用を控除した居宅生活支援費の支給が受けられます。

□申請 児童居宅支援の種類ごとに、市町村に申請しなければなりません。

□決定及び交付 居宅生活支援費の支給の決定をしたときは、「居宅受給者証」を交付します。

■自立支援医療（育成医療）

自立支援医療（育成医療）は、児童福祉法第4条第2項規定する障がい児（障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。従来は保健所の事務となっていました。平成25年4月より市町村事務に変更となっています。

なお、自立支援医療（育成医療）は、事前申請が原則となっていますのでご注意ください。

■補装具の給付

身体障がい者手帳の交付を受けた児童に対し、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いす等の補装具を交付し、若しくは修理し、又は新たな補装具の購入等の費用を支給します。（身体障がい者の福祉■補装具の給付をご覧ください）

■日常生活用具の給付

日常生活を営むのに支障がある障がい児について、その福祉を図るため必要があると認めるときは、日常生活上の便宜を図る用具の給付、若しくは貸与します。（身体障がい者の福祉■日常生活用具の給付をご覧ください）

◆◆留萌北部地域子ども発達支援センター◆◆

問合せ/天塩町保健センター内 ☎(01632)2-1339

心身等に障がいのある幼児及び小学生で、保護者とともに通園できる児童を対象に療育指導を行います。

このセンターは、幌延町、天塩町、遠別町の3町による共同設置の事業で、児童居宅生活支援事業・児童デイサービス事業において実施するため、市町村に支援費の申請をし、支給の決定を受ける必要があります。

□開園日と時間

毎週 月～金曜日 午前9時～午後5時（休園日：土・日・祝祭日、年末年始12/29～1/5）

指導は、週1回以上で、1回につき1時間程度が基本です

（事情により通園できない児童に対しては、出張指導も行います。）

◆◆宗谷総合振興局保健行政室（稚内保健所）◆◆

問合せ/☎(0162)33-2516 : FAX32-2253

□療養の指導

保健所長は、身体に障がいのある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童につき、診査を行ない、又は相談に応じ、必要な療育を行ないます。

□療育の給付

骨関節結核その他の結核にかかっている児童に対しては、療養に併せて学習の援助を行なうため、入院させ、医療・学習等に必要な物品の支給を行ないます。

各種手当制度

問合せ // 保健福祉課戸籍福祉グループ

☎(01632)5-1115 (内線 165)

告知端末番号5-8813

■特別児童扶養手当

特別児童扶養手当等の支給に関する法律により、精神又は身体に中程度以上の障害を有する20歳未満の児童を監護する父若しくは母、又は父母に代わってその児童を養育している人に対し支給されます。

□対象者 在宅の20歳未満であって、精神又は障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は政令で定める程度の障害にある者

□支給額（月額）【平成28年4月現在】

○障害等級1級の児童 51,500円

○障害等級2級の児童 34,300円

※受給資格者の所得が一定額以上である場合には支給停止になります。また、障害を持っていることを支給理由にする公的年金を受給していたり、施設に入所している場合は支給停止になります。

□支給月 毎年4月（12月～3月分）、8月（4月～7月分）、12月（8月～11月分）にそれぞれの支給が行われます。

■障害児福祉手当

重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図ることを目的としています。

□対象者 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者。

□支給額（月額）【平成28年4月現在】

14,480円

※受給者もしくは配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

□支給月 毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれの前月分まで支給が行われます。

■特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図ることを目的としています。

□対象者 精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給されます。ただし、身体障害者療養施設等に入所している方や、3か月以上病院に入院している方は支給されません。

□支給額（月額）【平成28年4月現在】

26,620円

※受給資格者の前年の所得が一定以上の額である場合は支給停止になります。

□支給月 毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれの前月分まで支給。

障がい者相談支援

問合せ // 保健福祉課戸籍福祉グループ

☎(01632) 5-1115 (内線165)

告知端末番号5-8813

■障がい者相談員・地域相談員

町は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2の規定に基づき、障がい者又はその保護者からの相談に応じ、必要な援助等を行う相談員を選任し委嘱しています。

また、北海道知事は、町から委嘱を受けた障がい者相談員を、地域相談員に委嘱することとなっています。

★幌延町障がい者相談員

主たる障がい者種別	氏 名	住 所
身 体	相 澤 秀 典	幌延町字幌延 105 番地28
知 的	大 塚 達 也	幌延町5条南2丁目

■障がい者相談支援事業

町は、障がいのある方や、その家族の生活や支援に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携の下、障がいのある方の身近な地域において、安心して生活できる地域の支援体制をつくることを目的として、障がい者相談支援事業を実施し、その業務を社会福祉法人幌延福祉会に委託しています。

◆◆障がい者相談支援事業所ひだまり◆◆

□場 所 〒098-3207 天塩郡幌延町宮園町1番地31

□電話番号 01632-5-2100

□開設日及び開設時間

毎週 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（※年末年始 12/29～1/5 を除く）

□業務内容

①相談支援 ②地域・住民に対する広報・啓発活動 ③関係機関との調整及び地域のネットワーク構築 ④障がい者総合支援法に基づく、サービス等利用計画作成

□家 族 会

障がいを持ったお子さんを育てている親が、不定期ですが集まって日々の悩み等を相談し合ったり、情報交換をしています。また、夏休み・冬休み等を利用して工場見学や和太鼓・ヨガ等、お子さんが様々な体験ができるような企画を実施している他、保護者の研修会も実施しています。

詳細につきましては、「ひだまり」まで、お気軽にお問い合わせ下さい。



■重度心身障がい者医療費の助成

身体障害者手帳1級・2級・3級（心臓等の機能障害に限る）及び児童相談所等により重度の知的障害と判定された方は、申請により重度心身医療費受給者証を交付します。ただし、所得制限があります。

□助成の額

医療費から基本利用料・標準負担額・付加給付の額を控除して得た額とします。

□申請

医療受給者証の申請には、身体障害者手帳等・被保険者証・所得の状況を明らかにする書類・印鑑を持参してください。

□受給者証の提示

医療機関で診療を受けるときは、健康保険証・重度心身障害者医療費受給者証を病院等の窓口へ提示してください。

◆申請の種類と手続き

種類	届け出が必要なとき	必要なもの
取得	新たに手帳の交付を受けたとき	印鑑、健康保険証、各種手帳
	障がい認定区分が変更になったとき	
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、健康保険証、各種手帳、保護廃止決定通知書
	他の市区町村から転入してきたとき	印鑑、健康保険証、各種手帳、前住所地から発行された所得証明証
喪失	他の市町村に転出するとき	印鑑、受給者証
	死亡したとき	
	生活保護を受けることになったとき	印鑑、受給者証、保護開始決定通知書
変更	町内で住所が変わったとき	印鑑、受給者証
	健康保険が変わったとき	印鑑、受給者証、健康保険証
	氏名が変わったとき	
再交付	受給者証が汚れてしまったとき	印鑑、受給者証
	受給者証を紛失してしまったとき	印鑑

■一部負担金

道内の医療機関を受診するときは、健康保険証と受給者証を窓口で掲示してください。

住民税課税世帯の受給者

1割負担

住民税非課税世帯の受給者

初診時一部負担金負担

※初診時一部負担金とは、初診時に以下の金額を負担していただくことになります。

医科 580 円

歯科 510 円

柔道整復 270 円

道外の医療機関を受診したときは、医療機関発行の領収書、印鑑、振込先口座のわかるものを持参のうえ、町民課生活環境グループ窓口で申請してください。

■受給者証の更新

被保険者証の更新は、毎年7月に行います。

成年後見制度

問合せ // 保健福祉課戸籍福祉グループ

☎(01632) 5-1115 (内線165)

告知端末番号5-8813

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどで日常的に判断能力が低下している人のために援助をしてくれるひとを家庭裁判所に選んでもらう制度です。この制度によって近年増加している悪質商法から身を守ったり、自分一人困難な不動産や預貯金等の財産の管理などの契約行為が安全に行えるようになり、利用者の権利擁護に繋がります。

□申 請

申請につきましては最寄の「家庭裁判所」に申し立てを行う必要があります。申し立てから審判までは事案にもよりますが、3～6ヶ月以内で審判に至るものとされています。

□成年後見制度申請手順

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度からなっていて、任意後見制度は「判断能力の衰える前」から利用できますが、法定後見制度は「判断能力が衰えた後」からでないと利用できません。以下では法定後見制度と任意後見制度の申請手順について掲載します。

法定後見

1. 家庭裁判所への申し立て
※申し立てにはいくつかの書類が必要となります。
2. 家庭裁判所の調査官による事実の調査
申立人、本人、成年後見人（保佐人、補助人）候補者が家庭裁判所に呼ばれて事情を聞かれます
3. 精神鑑定 ※鑑定費用は5～15万円
家庭裁判所は、後見（保佐）開始の審判をするためには、明らかにその必要がないと認められる場合を除いて、本人の精神状況について医師その他適当な者に鑑定をさせます。なお、補助開始の審判では原則的に診断書で足りますが、判断能力の判定が困難な場合は鑑定が行われることがあります
4. 審 判
申立書に記載した成年後見人（保佐人、補助人）候補者がそのまま選任されることが多いですが、場合によっては家庭裁判所の判断によって弁護士や司法書士等が選任されることもあります
5. 審判の告知と通知
裁判所から審判書謄本をもらいます
6. 法定後見開始
※法務局にその旨が登記されます

任意後見

1. 今は元気なので何でも自分で決められるが、将来認知症になったときが心配だ
現時点では判断能力に問題ない方のみ利用できます
2. 信頼できる人（家族、友人、弁護士、司法書士等の専門家）と任意後見契約を締結
公証人役場で公正証書を作成します
東京法務局にその旨が登記されます
3. 少し痴呆の症状がみられるようになった
4. 家庭裁判所に申し立て
家庭裁判所が選任した任意後見監督人が任意後見人の仕事をチェックします
5. 任意後見人が任意後見契約で定められた仕事（財産の管理など）を行います



□成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、町内に居住する判断能力が不十分で日常生活を営むのに支障のある認知症高齢者、知的障がい者および精神障がい者（以下「対象者」という。）の保護を図るために、成年後見の審判の請求を行う場合、成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な者に対し、その費用を助成することで成年後見制度の利用を支援することを目的とする事業です。

・助成対象者

- (1) 生活保護受給者
- (2) 資産および収入等の状況から前号の者に準じると認められる者

・ 成年後見人等の報酬に対する助成額は、家庭裁判所が決める金額の範囲内とし、次の金額を限度とします。

- (1) 在宅生活者 月額 28,000 円

(2) 施設等入所者 月額 18,000 円

- ・ 助成を受けようとする成年被後見人等または成年後見人等は、以下の書類を添付して成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（窓口にあります）を戸籍福祉グループに提出してください。

(1) 報酬付与の審判の決定通知書の写し

(2) 家庭裁判所に提出した財産目録の写し等、成年被後見人等の資産及び収入が判る書類

- ・ 成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書を受理したときは内容を審査のうえ、助成の可否を決定し成年後見制度利用支援事業助成金交付決定（却下）通知書で申請者に通知を行います。

心身障がい者（児）等通院（所）交通費助成金

問合せ // 保健福祉課戸籍福祉グループ

☎01632) 5-1115（内線165）

告知端末番号5-8813

幌延町に住所を有し在宅で生活している次の各項目のいずれかに該当する心身障がい者（児）等が、該当項目の治療、検査、訓練、観察のため、幌延町内を除く北海道内の専門医療機関及び通所施設等への通院（所）に要する交通費の一部を助成しております。

ただし、生活保護受給者及び、幌延町町税等に滞納がある方は除きます。

□対象者

(1) 人工透析療法受診者

(2) 自立支援医療（精神通院）受診者

(3) 特定疾患及び小児慢性特定疾患、指定難病による医療受診者

(4) 障害児通所サービス利用

(5) 療育手帳の交付を受けている者又は療育手帳の交付を受けていない

児童であって早期の療育が必要と町長が判断した者

※ その他、上記対象者が18歳未満の児童又は交付を受けている手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額種別が第1種である者の介添者（1名）

□助成金

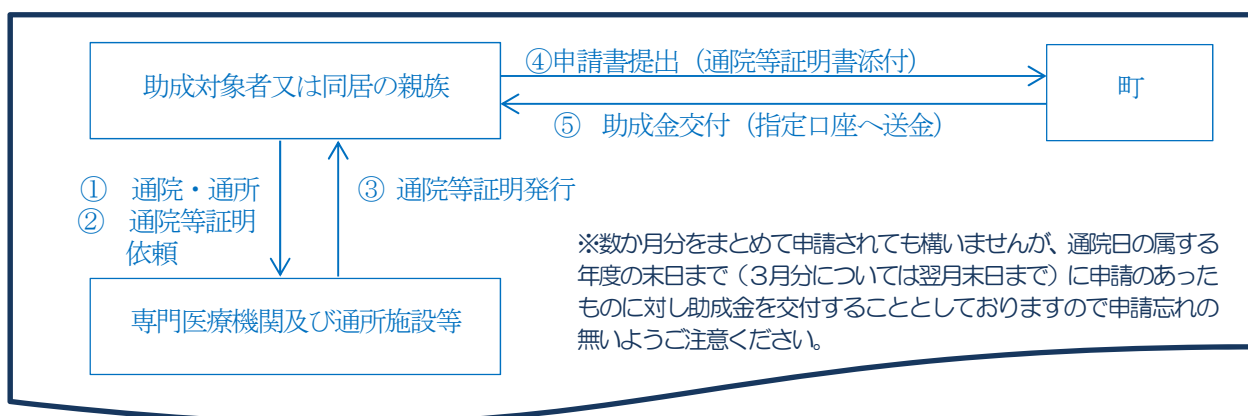
助成対象者の最寄駅から通院等をする町外医療機関等所在地の主要駅までの往復交通費を最も経済的な通常の経路により算出した額（他制度における割引又は助成金等を受ける事ができる場合は、割引及び助成の適用となるべき額を控除後）の2分の1に相当する額となります。ただし、1人につき1回あたり5,000円（小学校修了前の児童については2,500円）を限度とします。

平成28年4月より、治療が2日間にわたるために宿泊が必要な方については、宿泊費の2分の1を助成します。ただし、1人につき一泊あたり4,000円（小学校終了前の児童については2,000円）を限度とします。

□その他

虚偽の申請により助成金の交付を受けたことが明らかになった場合は、その決定を取り消し、それまでの助成金の額の全部又は一部を返還させることがあります。

通院（所）から助成金交付までの流れ



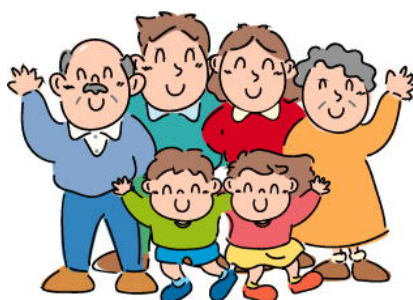
障がい者手帳をお持ちの方が受けられる主な福祉サービス

項 目	制 度 の 概 要
JR旅客運賃の割引	- 身体障がい者及び知的障がい者が単独又は介護者とともに鉄道等を利用した場合に運賃の割引が受けられます。 - 割引率は50% - 割引の種類 - 第1種は本人及び介護者1名 - 第2種は本人（ただし本人が12歳未満のときはその介護者1名） - 割引の区間 - 全線（本人単独の場合は片道101km以上） - 割引される乗車券 - 普通乗車券、定期券、回数券、急行券 - 利用する場合は、乗車券購入時に窓口身体障がい者又は療育手帳を提示して申し込みます。※手帳のコピーでは割引は受けられません。
航空運賃の割引	12歳以上で身体障がい者及び知的障がい者が航空機を利用する場合に運賃の割引を受けることができます（本人が小児（満3歳以上満12歳未満）の場合でも、介護者のみ割引されます）。 - 割引額は各航空会社および路線によって異なります。 - 割引を受けることができる航空会社は、国内に本社のある航空会社の国内線です。 - 割引の種類 - 第1種は本人及び介護者1名 - 第2種は本人のみ - 利用する場合は、搭乗券購入時に窓口身体障がい者又は療育手帳を提示して申し込みます。 問い合わせ先 各航空会社・航空券販売所
バス運賃割引	- 障がい者が単独又はその介護者と一緒にバスを利用する場合は、運賃の割引を受けることができます。 - 割引率は50%（定期券は30%） - 割引の種類 - 第1種は本人及び介護者1名 - 第2種は本人のみ - 割引を受ける場合は、料金支払時に身体障がい者又は療育手帳を提示して下さい。
NHK放送受信料減免	- 障がい者のいる世帯のNHK放送受信料が減免される場合があります。 全額免除 - 公的扶助受給者 - 身体障がい者手帳をお持ちの方がいる世帯 - 児童相談所等から知的障がい者と判定された方がいる世帯 - 精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯 - 社会福祉事業施設入所者で自らテレビを持ち込んでいる方 ※2、3、4につきましては世帯の構成員全員が市町村民税が非課税である必要があります。 半額免除 - 視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障がい者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合

	2. 身体障がい者手帳をお持ちで、障がい等級が重度（１級または２級）の方が、世帯主で受信契約者の場合 3. 児童相談所等から重度の知的障がい者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合 4. 精神障がい者保健福祉手帳をお持ちで、障がい等級が重度（１級）の方が、世帯主で受信契約者の場合 5. 戦傷病者手帳をお持ちで、障がい程度が特別項症から第１款症の方が、世帯主で受信契約者の場合 ・減免を受けるには、NHK又は市町村から交付される減免申請書に市町村から証明を受け、NHKに提出する必要があります。
有料道路の通行料金割引	「身体障がい者の方が自ら運転する場合」または「重度の身体障がい者の方もしくは重度の知的障がい者の方が同乗し、障がい者ご本人以外の方が運転する場合」に割引の対象となります。 1. 障がい者本人が運転する場合 身体障がい者手帳の交付を受けているすべての方が対象となります。 2. 障がい者本人以外の方が運転、障がい者本人が同乗する場合 身体障がい者手帳または療育手帳の交付を受けている重度障がい者の方（手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に「第１種」の記載がある方） ・ETCも割引対象ですが、手続き後の登録に約１か月程度かかります。
税制度 （自動車税・軽自動車税・自動車取得税の課税免除及び減免など）	・身体障害者等が運転する自家用自動車、あるいは身体障害者等と生計を同じくする方が、その身体障害者等の通院、通学、通所又は生業のために、おおむね週１日以上運転することを継続的に行うための自家用自動車（身体障害者等を同乗させる場合に限る）について、別に掲げる身体障害者等１人につき１台まで課税免除及び減免となります。 ○申請先 自動車税・自動車取得税 ～ 最寄りの支庁 （宗谷総合振興局 0162-33-2519） 軽自動車税 ～ 住民生活課税務保険グループ ○提出（提示）書類 1. 身体障害者等が所有し、もっぱら運転する自動車の場合 ①自動車税課税免除・自動車取得税減免申請書 ②身体障害者手帳等（原本） ～ 身体障がい者等の方の確認 ③自動車運転免許証（原本） ～ 運転する方の確認 ④自動車車検証 ～ 所有者、使用者、有効期間確認 ⑤印鑑 2. 身体障害者等と生計を同じくする方が身体障害者のために運転する自動車の場合 ①自動車税課税免除・自動車取得税減免申請書 ②身体障害者手帳等（原本） ～ 身体障がい者等の方の確認 ③自動車運転免許証（原本） ～ 運転する方の確認 ④自動車車検証 ～ 所有者、使用者、有効期間確認 ⑤家族全員の住民票 ⑥通学証明書、通院証明書 ～ おおむね週１回以上運転することを継続的に行っていることの確認 ⑦印鑑 （自動車税等に係る常時介護証明書） * 軽自動車税については、住民生活課税務保険担当に申し出てください。

	○自動車税、軽自動車税、自動車取得税の課税免除及び減免対象となる障害区分				
	障 害 の 区 分		障 害 の 程 度		
			本人運転	生計同一者運転	常時介護者運転
	視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1		
	聴覚障害		2 級及び 3 級		
	平衡機能障害		3 級		
	音声機能障害		3 級（喉頭摘出手術を受けた者に限る。）		
	肢 体 不 自 由	上肢不自由		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2	
		下肢不自由		1 級から 6 級	1 級、2 級及び 3 級の 1
		体幹不自由		1 級から 3 級 までの各級及 び 5 級	1 級から 3 級までの各級
		乳幼児以前 の非進行性 の脳病変に よる運動機 能障害	上肢機能 障害	1 級及び 2 級（一上肢にのみ運動機能障害がある場合を除く。）	
			移動機能 障害	1 級から 6 級 までの各級	1 級から 3 級（一下肢にのみ運動機能障害がある場合を除く。）
	内 部 障 害	心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸の機能障害 小腸機能障害		1 級及び 3 級	
		ヒト免疫不全ウィルス による免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級	
		肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級	
	※精神障害者保健福祉手帳所持者、療育手帳所持者の方は、等級、判定関係なく対象となっています。				
マル優制度	・身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方等については、元金 350 万円までの預金、郵便貯金、公債のそれぞれについて利息（利子）が非課税となります。 ・マル優制度を利用する場合は、金融機関、銀行、証券会社等で手続きを行う必要があります。				
腎臓機能障害者通院交通費補助事業	・腎臓機能に障害があり人工透析療法を受けている方に対して道は通院距離に応じて交通費を助成しています。（所得制限があります） ・助成を受けられるのは、居住地以外の医療機関に通院する方です。 ・詳しい手続方法等については、戸籍福祉グループまでお問い合わせ下さい。				
郵便による不在者投票	・両下肢、体幹の障害や移動機能障害又は内部障害のある方は、選挙管理委員会に申し出て、自宅等で郵便により投票を行うことができます。 ・上肢や視覚の障害のため自分で投票用紙に記載できない障害のある方は、あらかじめ選挙管理委員会に申し出た上で、代理者に記載してもらい郵便による投票を行うことができます。				
NTT無料番号案内 （ふれあい案内）	・視覚障害 1 級～6 級、上肢障害、体幹障害・運動機能障害 1 級～2 級の方、療育・精神障がい者保健福祉手帳所持者が NTT の番号案内を利用する場合に利用料の免除を受けられます。 ・希望する場合は、事前に NTT に届け出た上で、番号案内を利用する際にオペレーターに申し出ることとなります。				

携帯電話基本使用料等の割引	・登録、問い合わせ先は、0120-104174（全国共通）です。 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証を持っている方は、携帯電話使用料等の割引を受けることができます。 ・携帯電話各社によって割引率及び対象プランが異なります。 ・対象携帯会社（NTTドコモ・au（KDDI）・softbank） 詳細につきましてはそれぞれの携帯会社にお問い合わせ願います。
心身障害者扶養共済制度	・障害者を扶養している方（加入者）が、道に一定額（掛け金）を払い込み、加入者が亡くなったり重度の障害者となった場合に、残された障害者に一生年金を支給することにより生活の安定を図る制度です。 ・加入できる方は、知的障害者、障害等級１級～３級までの身体障害者及びこれに準ずる障害者の配偶者とその障害者を養育している父母、兄弟姉妹、祖父母などの親族で６５歳未満の方です。 （重病を患っている場合は加入できない場合があります。） ・掛け金は加入時の年齢により異なり、２口まで加入できます。 （１口 ３５歳未満 9,300 円～60 歳以上 23,300 円） ・世帯の収入状況により、掛け金の減免もあります。 ・給付は、１口につき２万円が障害者の生存中支給されます。 ・加入者よりも先に障害者の方が亡くなった場合は、加入期間に応じて一時金（弔慰金）が支給されます。 ・この制度は都道府県・指定都市が条例に基づき実施している制度であり、加入は任意です。
駐車禁止規制の適用除外	・下記のいずれかの要件に該当し、公安委員会から「駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車の標章」の交付を受けた時は、障害者が利用する自動車を、駐車禁止規制の対象となっている場所に必要最小限の駐車をすることができます。 ①視覚障害 ４級の１以上 ②聴覚障害 ３級以上 ③平衡機能障害 ３級 ④上肢障害 ２級の２以上 ⑤下肢障害 ４級以上 ⑥体幹障害 ３級以上 ⑦乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のある人 ２級以上 ⑧心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫機能・肝臓障害 ３級以上 ⑨知的障害 療育手帳Ａ ⑩精神障害 １級 ⑪小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている「色素性乾皮症」の人 ⑫「歩行が困難なことにより社会制限が制限される」と認められる人 ・申請 身体障害者手帳等の交付をうけている本人の所在地を管轄する警察署
公衆浴場の割引	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方は、幌延町公衆浴場（幌延町老人福祉センター内）の入浴料金の割引を受けることができます。 ・入浴料金は小人料金に減免となります。 １回券 １００円 回数券（１１枚綴り） １,０００ 円 （小人と７０歳以上の方は同額料金のため対象になりません。） ・入浴料金の割引を受けるには、受付で障害者手帳を提示して料金をお支払いください。



各 種 手 当 制 度

問合せ // 保健福祉課戸籍福祉グループ

☎(01632)5-1115 (内線166)

告知端末番号5-8813

■児童手当

児童手当制度は、児童を養育している者に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的とする児童手当法に規定されています。

□対象者 0歳～15歳到達後、最初の3月31日（中学校修了前）までの間にある、児童を養育している方が対象となります。 所 得 制 限

□支給額（月額）【平成28年4月現在】

- 0～3歳未満 一律 15,000 円
- 3歳～小学校修了まで
 - ・第1子、第2子：10,000 円
 - ・第3子以降：15,000 円
- 中学生 一律 10,000 円
- 所得制限以上 一律 5,000 円（特例給付）

扶養親族等の数	所得制限限度額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

□支給方法

児童手当等の支給は、認定請求した日の属する月の翌月から開始（一部特例あり）され、支給事由の消滅した日の属する月分まで年3回支払月の前月分までの4ヶ月分が支給されます。

□支給月 原則として毎年2月（10月～1月分）、6月（2月～5月分）、10月（6月～9月分）にそれぞれ支給が行われています。

■児童扶養手当

児童扶養手当とは、父母の離婚などの事由により父又は母と生計を同じくしていない子ども育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

□対象者・支給要件

対象となる児童は、18歳未満（心身の概ね中程度以上の障害がある場合には20歳未満）で、次のいずれかに該当する児童であり、手当の支給される母などに公的年金が支給されていない場合に限られます。

- 父母が婚姻を解消した後、父母のいずれか一方としか一緒に生活していない子ども
- 父又は母が死亡（生死が明らかでない場合を含む）した子ども
- 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- 父又は母が重度の障害の状態にある子ども
- 1年以上にわたり、父又は母が法律により拘禁されている子ども
- 1年以上にわたり、父又は母に遺棄されている子ども
- 婚姻によらないで生まれた子ども

※ただし、上記に該当しても次のような場合は手当を受け取ることができません。

1. 児童が

- ・日本国内に住所がないとき
- ・父又は、母の死亡による公的年金や労災による遺族補償を受けることができるとき
- ・父又は母（重度の障害）に支給される公的年金給付額の加算対象となっているとき
- ・児童福祉施設に入所しているとき。または、里親に委託されているとき
- ・母又は父の配偶者（事実婚も含む）に養育されているとき（父又は母が重度の障害者の場合を除く）

2. 父母又は養育者が

- ・日本国内に住所がないとき
- ・公的年金を受けることができるとき
- ・平成15年3月31日以前に支給要件に該当してから既に5年経過している場合（父子家庭を除く）

□支給額（月額）【平成28年4月現在】

42,330円

※物価指数の変動により自動改定されます。

※第二子加算額 月額5,000円 第三子以降加算額 月額3,000円

平成28年8月以降

第二子加算額 全部支給（月額10,000円） 一部支給（月額9,990円～5,000円）

第三子以降加算額 全部支給（月額6,000円） 一部支給（月額5,990円～3,000円）

※所得に応じて全部支給・一部支給（42,320～9,990円）・支給停止があります。

□支給月 毎年4月（12月～3月分）、8月（4月～7月分）、12月（8月～11月分）にそれぞれの支給が行われます。

医療費の助成

問合せ // 住民生活課税務保険グループ

☎(01632)5-1115（内線143,154）

告知端末番号5-8812

■子ども医療費助成

平成28年4月診療分から子ども医療費助成の対象者を高校生等までに拡大しました。

原則、幌延町に住所を有する0歳から高校生等までの子どもにかかった医療費（保険診療分）を全額助成します。所得制限はありません。

□申請

受給資格認定申請により、『子ども医療費受給者証』を交付します。印鑑・お子さまの健康保険証・振込口座のわかるものと高校生等は在学証明書を持参してください。

□助成の範囲

医療費の自己負担分を助成します。ただし、基本利用料・標準負担額・高額療養費・附加給付を控除した額を基本とします。

◆申請の種類と手続き

種類	届け出が必要なとき	必要なもの
取得	子どもが生まれたとき	印鑑、子どもの健康保険証
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、健康保険証、各種手帳、保護廃止決定通知書
	他の市区町村から転入してきたとき	印鑑、子どもの健康保険証、前住所地から発行された所得証明書
喪失	他の市町村に転出するとき	印鑑、受給者証
	子どもが死亡したとき	
	生活保護を受けることになったとき	印鑑、受給者証、保護開始決定通知書
	高校等を退学したとき	印鑑、受給者証
変更	町内で住所が変わったとき	印鑑、受給者証
	健康保険が変わったとき	印鑑、受給者証、健康保険証
	氏名が変わったとき	
再交付	受給者証が汚れてしまったとき	印鑑、受給者証
	受給者証を紛失してしまったとき	印鑑

■医療費の助成申請

町外の医療機関を受診したときは、医療機関発行の領収書、印鑑、受給者証、子どもの健康保険証、振込口座のわかるものを持参のうえ、町民課生活環境グループ窓口で申請してください。

町内の医療機関を受診するときは、子どもの健康保険証と受給者証を窓口で掲示してください。助成申請の必要はありません。

■受給者証の更新

被保険者証の更新は、毎年7月に行います。（高校生等は在学証明書を持参）

■未熟児養育医療制度

身体の発達が未熟なまま生まれ（出生体重が2,000g以下等）、入院を必要とする赤ちゃんを指定医療機関で治療する未熟児養育医療制度があります。

医療費は、医療保険が負担した残りの額を道が負担しますが、扶養義務者の所得に応じて自己負担があります。これまでは、最寄りの保健所が事務を担当していましたが、平成25年4月から権限移譲により市町村が支給認定事務を行うこととなります。

■ひとり親家庭等医療費助成

母子・父子家庭の母又は父及び児童（20歳になる月の末日までの間にある者）・遺児（20歳になる月の末日までの間にある者）の方は、申請により『ひとり親家庭等医療費受給者証』を交付します。ただし、所得制限があります。

□助成の額

医療費から基本利用料・標準負担額・付加給付の額を控除して得た額とします。

□申請

医療受給者証の申請には、現に児童の扶養等を証明する書類・被保険者証・所得の状況を明らかにする書類・印鑑を持参してください。

□受給者証の提示

医療機関で診療を受けるときは、健康保険証・ひとり親家庭等医療費受給者証を病院等の窓口へ提示してください。

◆申請の種類と手続き

種類	届け出が必要なとき	必要なもの
取得	新たに受給者証の交付を受けるとき	印鑑、健康保険証
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、健康保険証、各種手帳、保護廃止決定通知書
	他の市区町村から転入してきたとき	印鑑、健康保険証、前住所地から発行された所得証明証
喪失	他の市町村に転出するとき	印鑑、受給者証
	死亡したとき	
	生活保護を受けることになったとき	印鑑、受給者証、保護開始決定通知書
変更	町内で住所が変わったとき	印鑑、受給者証
	健康保険が変わったとき	印鑑、受給者証、健康保険証
	氏名が変わったとき	
再交付	受給者証が汚れてしまったとき	印鑑、受給者証
	受給者証を紛失してしまったとき	印鑑

■受給者証の更新

被保険者証の更新は、毎年7月に行います。

■一部負担金

道内の医療機関を受診するときは、健康保険証と受給者証を窓口で掲示してください。

住民税課税世帯の受給者

1割負担

住民税非課税世帯の受給者

初診時一部負担金負担

※初診時一部負担金とは、初診時に以下の金額を負担していただくことになります。

医科 580 円

歯科 510 円

柔道整復 270 円

道外の医療機関を受診したときは、医療機関発行の領収書、印鑑、振込先口座のわかるものを持参のうえ、町民課生活環境グループ窓口で申請してください。



幌延町認定こども園

問合せ // 認定こども園 ☎(01632) 5-1254
告知端末番号5-1254

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、小学校就学の始期に達するまでの子どもに対し、幼児教育・保育を実施する保育所型認定こども園です。

☐ 入 園 資 格

- 幌延町内に住所を有する子どもであること
- 幼児教育 満3歳以上小学校就学の始期に達するまでの子どもであること
- 乳幼児保育 入園児の月齢が3か月以上小学校の始期に達するまでの子どもであること
- 施設型給付費・地域型給付費に係る支給認定を受けている子どもであること
- その他町長が必要と認める子どもであること

☐ 定 員

幼児教育 15名 乳幼児保育 70名

☐ 保 育 料 金

町民税の所得割額を基に階層区分が設定されています。4月～8月分までは前年度の所得割額、9月分以降は当該年度により算定します。当月25日までに納付していただきます。

☐ 保 育 時 間

月～金曜日

幼児教育：9時～13時（登園は8時30分から可）

乳幼児保育：保育標準時間 7時30分～18時30分までの11時間を上限とする

保育短時間 8時15分～16時15分までの8時間を上限とする

☐ 休 園 日

土・日曜日、祝日、年末年始、そのほか町長が認める日

但し、土曜日は保護者の特殊な事情により家庭保育が困難と認められる家庭については、申請により8時15分～16時15分までの8時間を上限として保育を実施します。（1時間までごと300円）

☐ 時間外保育

7時15分～19時 （15分までごと80円）

☐ 預かり保育

幼児教育利用児 13時～16時15分 （1時間までごと300円）

☐ 減 免

保護者等が疾病、災害その他により生活が著しく困窮しているとき、その他必要と認められるときは保育料の全部または一部を減免することができます。

問寒別へき地保育所

問合せ // 認定こども園 ☎(01632) 5-1254
告知端末番号5-1254
問寒別へき地保育所 ☎6-5404
告知端末番号6-5404

問寒別地区の保育児童の福祉の増進を図るために乳児、幼児その他の児童の保育を実施しています。

☐ 入所資格

町長の承認を受ける

☐ 入所定員

30名

□保 育 料

町民税の所得割額を基に階層区分が設定されています。4月～8月分までは前年度の所得割額、9月分以降は当該年度により算定します。当月25日までに納付していただきます。

□保育時間

月～金曜日：8時～15時30分（17時15分まで延長可）

□休 業 日

土・日曜日、祝日、年末年始、町長が特に必要と認める日

□減 免

特別の理由があると認められるときは保育料を減免することができます。



子育て支援センター

問合せ// 子育て支援センター ☎(01632) 5-1254
告知端末番号 5-1254

子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備することを目的として、児童福祉法に規定する地域子育て支援拠点としての機能を持つ、子育て支援センターを認定こども園内に設置しています。

□事業内容

- ・乳幼児及びその保護者の相互交流に関すること。
- ・子育てに関する相談や援助に関すること。
- ・子育てに関する情報の提供に関すること。
- ・子育てを支援するための場所の提供に関すること。
- ・児童福祉法第4条に規定する乳児及び幼児の一時預かり事業に関すること。
- ・町長が必要であると認める事業に関すること。

□開設時間

月～金曜日 9時～16時15分

□休 所 日

土日、祝日、年末年始、このほか町長が必要と認める日

□各事業の設定時間

○子 育 て 相 談：9時～16時15分

○あそびのひろば：保護者と乳幼児が自由に来所し、相互の交流を深めます。

（午前）9時30分～12時 （午後）13時～15時30分

○年 齢 別 ひ ろ ば：各年齢別に月1回程度、来所親子に担当保育士による遊びを提供しています。

午前10時30分～11時30分

○すきっぷくらぶ：月1回程度、こども園の保育士が提案する遊びを親子で体験します。

午前10時～11時

○なかよし保 育（保育所開放事業）：概ね毎週月曜日、こども園及び問寒別へき地保育所を開放し、親子で園の遊具で遊んだり、入園児との交流を楽しむことができます。

午前10時～11時

○このほか、子育て講演や講座を開催します。

□一時預かり保育

専業主婦家庭等の育児疲れの解消及び保護者の急病や入院等、一時的な保育の需要等に対応するための保育サービスです。

○申 請 「一時預かり保育利用申請書」を利用の1週間前に支援センターに提出します。

（緊急の場合は要相談）

○利用時間 月～金曜日 午前9時～16時15分（1時間ごと300円）



ファミリー・サポート・センター

問合せ// 子育て支援センター ☎(01632) 5-1254
告知端末番号 5-1254

平成28年4月より、地域において育児の援助活動を行いたい方（提供会員）と育児の援助を受けたい方（依頼会員）を組織化して、相互の援助を適正に実施することができるような環境整備を図り、地域における子育て支援を推進することを目的として、『幌延町ファミリー・サポート・センター』を幌延町子育て支援センター内に設置しました。

□会員資格

提供会員	・幌延町に居住している方 ・心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができる方 ・サポートセンターが実施する研修会、その他関係行事等に参加可能な方
依頼会員	・幌延町に居住、又は勤務している方 ・サポートセンターが実施する研修会、その他関係行事等に参加可能な方 ・原則として、同居の概ね生後3か月から小学校6年生までの児童がいる方

□会員の援助活動内容

- (1) 買い物や外出、冠婚葬祭など用事があるときの児童の預かり
- (2) 認定こども園及び保育所（保育施設等）までの児童の送迎
- (3) 放課後児童クラブからの迎え
- (4) 保育施設等の開始前及び終了後の児童の預かり
- (5) 学校の放課後児童健全育成事業及び放課後児童クラブの終了後の児童の預かり
- (6) 児童の軽度の病気、保育施設等の休日その他の事情がある場合の臨時的な児童の預かり
- (7) 援助活動は、提供会員の家庭において行う
- (8) 依頼会員から兄弟姉妹の複数の児童を預かる場合は、3人が限度
- (9) 宿泊を伴う援助活動は行わない

□病後児預かり

保護者が児童を医療機関に受診させた後、次の条件を満たしており、預かりできる状態であるとサポートセンターが認める児童に限り援助活動を受ける事が出来ます。

- (1) その時の症状で医療機関を受診し、暫定診断がついていること
- (2) 直近24時間において、体温が37.5度を超えていないこと
- (3) 通常の半量程度の食事と水分摂取が可能であること
- (4) 腹痛及び嘔吐がなく、下痢症状があっても水様性でないこと。

□援助活動の利用料（報酬）

区 分			利用料基準額 (1時間あたり)
児童（病後児を除く。）	月曜日から金曜日まで (休日を除く。)	7時から19時まで	800円
		19時から22時まで	900円
	日曜日、土曜日、国民の祝日、 12月31日から翌年1月5日まで	7時から19時まで	900円
		19時から22時まで	1,000円
病後児		8時から18時まで	1,200円

- ・依頼会員が2人以上の児童を依頼した場合、1人目は利用料基準額全額、2人目以降は利用料基準額の2分の1の額とする。
- ・最初の1時間までは、利用時間が1時間に満たない場合であっても利用料基準額とし、以降30分毎に基準額の2分の1の額を加算する。

○キャンセル料

前日までに取消しを申し出た場合	無 料
当日の援助を受ける予定をしていた開始時刻の1時間前までに取消しを申し出た場合	援助を受ける予定をしていた時間当たりの利用料の2分の1の額
当日の援助を受ける予定をしていた開始時刻の1時間前までに取消しを申し出なかった場合	援助を受ける予定をしていた時間当たりの利用料の全額

○実費負担

食事（ミルク）、おやつ、おむつ等は、原則として依頼会員が用意をすることとしているが、これらについて提供会員が費用を負担した場合は、依頼会員が実費を支払う。

また、援助活動において発生した交通費については、次の基準に基づき依頼会員が実費を支払う。

区 分				金 額
援助のために外出した場合の交通費	自家用車利用	1回につき	5Km毎	100円
	上記以外の交通手段	実費相当額		

- ・最初の5Kmまでは、距離が5Kmに満たない場合であっても100円とし、以降5Kmを超える毎に100円を加算する。

幌延放課後児童クラブ

問合せ // 保健福祉課戸籍福祉グループ

☎(01632) 5-1115（内線 164,166）

告知端末番号5-8813

放課後児童クラブ運営協議会

☎080-6064-0953

幌延放課後児童クラブ運営協議会（父母組織）では、昼間ご家庭で保育を受けることが出来ない小学校1年生から6年生までの児童の健全育成を図るため、学童保育を実施し放課後等の遊び・生活の支援を行っています。

□開所時間等

○登校日 放 課 後 ～ 午後6時

○休校日 午前8時 ～ 午後6時

□休 所 日

○日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日

○年末年始（12月30日から翌1月5日まで）

○幌延神社祭の日（7月15日）

○幌延小学校が学校閉鎖を行った日

○その他、災害等により開所が困難であると運営協議会が判断した日

※幌延小学校で学年閉鎖を行ったときは、当該学年児童は利用できません。

□場 所

幌延町生涯学習センター内 学童保育室

□利 用 料

○常時利用 月額 3,000 円（おやつ代・教材費等を含む）弟妹は 2,500 円

○一時利用 一回 300 円

□入会手続

利用登録申請書に雇用証明書や児童生活調査票等を添付し、運営協議会若しくは役場保健福祉課戸籍福祉グループに提出して下さい。（申請時に損害保険料等（1,000 円程度）の納入が必要となります。詳しくは運営協議会へお問い合わせください。）



おひさま子育て会（問寒別地区）

問合せ // 主任児童委員 森崎
☎(01632) 6-5317

おひさま子育て会は、問寒別地区の就学前と小学生の児童及び保護者を対象に、子どもや保護者の交流、育児ストレス・不安の解消、仲間づくりの支援の場です。

□開 催

毎週 木曜日（月によって休む日もあり）

（午前）10時～11時30分 （午後）2時～5時

□場 所

問寒別町民会館 （月1回：問寒別へき地保育所）

となかいっこクラブ（幌延地区）

となかいっこクラブは、町内の子育て中のママたちを中心に、親子遊びや季節の行事などを開始し、子どもや保護者の交流、育児ストレス・不安の解消、仲間づくりの支援の場について活動しています。

□開 催

月2回 水曜日（月によって休む日もあり）

□時 間

午前10時30分～11時30分 ・ 午後12時～

□場 所

幌延町生涯学習センター研修室等

児童相談窓口

問合せ // 保健福祉課戸籍福祉グループ
☎(01632) 5-1115（内線163,166）
告知端末番号5-8813

子どもに関する相談全般をお受けしています。下記相談窓口へお気軽にご相談ください。

どこに相談したら良いのかわからないときには、役場保健福祉課戸籍福祉グループへご連絡ください。相談内容によって適切な部署や専門機関に繋がります。

□相談先（児童相談窓口）

保健福祉課戸籍福祉グループ（児童福祉サービス、虐待など）

電話 5-1115

告知端末番号 5-8815

保健センター（母子保健、子育て、発育など）

電話 5-1790

認定こども園・子育て支援センター（保育施設・子育てなど）

電話 5-1254

教育委員会（不登校、いじめ、非行など）

電話 5-1321

旭川児童相談所 稚内分室

電話 0162-32-6171

旭川児童相談所

電話 0166-23-0133

児童虐待を発見したときに通告することは、国民1人ひとりの「義務」（児童虐待の防止等に関する法律）です。「心配だ、不安だ」と少しでも感じたときは、そのまま見過ごさないで児童相談窓口へ通告下さい。

通告者の氏名等、プライバシーを明かすことは絶対にありません。あなたの通告で虐待を受けている児童を救うことができます。

緊急の相談・通告は、夜間・休日等でもお受けします。（警備員等が受け、担当に連絡します）

チャイルドシートの無料貸出

問合せ//住民生活課生活環境グループ

☎(01632) 5-1115 (内線 153,154)

告知端末番号5-8812

交通安全の推進のため、町民を対象に乳・幼児用チャイルドシートの無料貸出をしています。

□貸出期間

1年以内で更新ができます。(3回を限度としてその期間を延長可)

□シートの種類

新生児用～4歳児用、ジュニアシート。

□申請に必要なもの

印鑑、車検証の写し、運転免許証の写し

チャイルドシートの購入補助

問合せ//住民生活課生活環境グループ

☎(01632) 5-1115 (内線 153,154)

告知端末番号5-8812

交通安全の推進のため、町民を対象に乳・幼児用チャイルドシートの購入に対し費用の一部を補助しています。

□補助対象者

幌延町に住所を有している保護者

□補助金額

チャイルドシートの購入価格(消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。)の2分の1に相当する額(その額が2万円を超えときは2万円)

□申請に必要なもの

印鑑、領収書の写し、

品質保証書又は保安基準に適合していることが確認できる書類の写し



関 連 情 報

戸 籍 の 届 出

問合せ // 保健福祉課戸籍福祉グループ

☎01632) 5-1115 (内線 164)

告知端末番号5-8815

■戸籍関係の届出一覧

戸籍の届けは、勤務時間外や休日でも受け付けています。職員玄関口から警備室へ申し出ください。

種 類	届出期間	届出人	届出に必要なもの	ご 注 意
出生届 (子供が生まれたとき)	生まれた日から14日以内	父または母 など	○出生届書 ○母子健康手帳 ○印鑑	1. 届出は本籍地、所在地、出生地のいずれかへ 2. 名前に使用できる漢字は常用漢字か人名用漢字 3. 届書には医師か助産師の出生証明書が必要
婚姻届 (結婚したとき)	できるだけ早く	夫と妻 (どちらか一方でも可能)	○婚姻届書 ○戸籍謄本(本籍が町外の人のみ) ○夫と妻の印鑑(旧姓のもの) ○顔写真付の身分証明書	1. 届出は本籍地、所在地のいずれかへ 2. 届書には成人2人以上の証人の署名、押印が必要 3. 未成年者のときは父母の同意が必要
死亡届 (死亡したとき)	死亡を知った日から7日以内	同居の親族 (いないときはその他の親族)など	○死亡届書 ○印鑑 ○国民健康保険証(加者のみ) ○国民年金手帳(加入者のみ) ○介護保険被保険者証(交付を受けている者のみ)	1. 届出は本籍地、死亡地、届出人の所在地のいずれかへ 2. 届書には医師の死亡診断書(死体検案書)が必要
転籍届 (本籍を変えるとき)		筆頭者とその配偶者	○転籍届書 ○戸籍謄本 ○筆頭者と配偶者の印鑑	1. 届出は本籍地、所在地、転籍地のいずれかへ

※1 氏の変更などに伴い、保険証等の氏名変更手続きが必要となる場合がありますので、詳しくは担当係へお問い合わせ願います。

2 虚偽の戸籍届出を防止するため、婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届を提出される人について、運転免許証、旅券、マイナンバーカードその他官公署が発行の写真貼付の証明書等により本人確認をさせていただきます。証明書等がなく本人確認ができない場合や一方の当事者又は使者などによる届出の場合は、後日、本人又は他方の当事者に届出があったことを郵便でお知らせします。



住民票の届出

問合せ // 保健福祉課戸籍福祉グループ

☎(01632) 5-1115 (内線 164)

告知端末番号5-8815

住民基本台帳は、居住関係を明らかにして選挙人名簿の登録、就学手続き、国民健康保険や国民年金の加入・給付などの基礎になる大切なものです。転入、転出の届け出と一緒に国民健康保険、国民年金、印鑑登録、児童手当、転校などの手続きを済ませてください。

■住民異動届一覧

住民異動届は、土曜日・日曜日・祝日・休日・12月31日～1月5日は受付できません。

種 類	こんな場合に	届出期間	届出に必要なもの
転入届	他の市区町村から町内へ引っ越したとき	転入後 14 日以内	住民異動届、転出証明書、国民年金手帳（加入者のみ）、印鑑、介護保険受給資格者証（交付を受けた者のみ）、個人番号カード又は通知カード、在留カード、特別住者証明書
転出届	他の市区町村へ住所を移すとき	おおむね転出前 14 日以内	住民異動届、国民健康保険証（加入者のみ）、印鑑、印鑑登録証（カード）、介護保険受給資格者証（交付を受けた者のみ）
転居届	町内で住所が変わったとき	転居後 14 日以内	住民異動届、国民健康保険証・国民年金手帳（加入者のみ）、印鑑、介護保険受給資格者証（交付を受けた者のみ）、マイナンバーカード又は通知カード
世帯変更届	世帯主変更や世帯が合併・分離したとき	変更があった日から 14 日以内	住民異動届、国民健康保険証（加入者のみ）、印鑑、介護保険受給資格者証（交付を受けた者のみ）

17 年 10 月から虚偽の住民異動届出を防止するため、住民異動届を提出される人については、運転免許証、旅券、マイナンバーカードその他官公署が発行の写真貼付の証明書等により本人確認をさせていただきます。証明書等がなく本人確認ができない場合は、後日、本人に届出があったことを郵便でお知らせします。

戸籍・住民票等の証明

問合せ // 保健福祉課戸籍福祉グループ

☎(01632) 5-1115 (内線 164)

告知端末番号5-8815

種 類	内容及び注意事項	手数料
戸 籍 謄 本 （全部事項証明） 戸 籍 抄 本 （個人事項証明）	戸籍に記載されている人の全員又は必要とする人だけを写したものを。本籍地でないと発行できません。	1 通 450 円
除 籍 謄 本 （除籍全部事項証明） 除 籍 抄 本 （除籍個人事項証明）	戸籍に記載されている人が全員除籍された戸籍で、全員又は必要とする人だけを写したものを。除籍地でないと発行できません。	1 通 750 円
改製原戸籍謄(抄)本	法令の改正による戸籍の形式変更によって閉鎖された旧戸籍を写したものを。本籍地でないと発行できません。	1 通 750 円
受 理 証 明 書	婚姻届などの届出を受理したことの証明。受理した市区町村で発行します。	1 通 350 円
戸籍の附票の写し	住所の経過などの証明。本籍地でないと発行できません。	1 通 300 円
身 分 等 証 明 書	身分、住所、在籍、居住、生存、死亡、埋火葬に関する証明。	1 件 300 円
住 民 票 の 写 し	住民票を写したものを。町の住民基本台帳に記録されてないと発行できません。	1 件 300 円
他市町村の住民票の写し（広域交付）	町の住民基本台帳に記録されている者以外の住民票の写し。	1 件 300 円
住民票記載事項証明	住民票に記載されている事項の証明	1 件 300 円
住 民 票 の 閲 覧	閲覧できる事項は、住所、氏名、生年月日、性別。事前に電話でご連絡ください。	1 件 300 円

住民票の閲覧

住民票の記載事項のうち、住所、氏名、生年月日、性別を写した閲覧台帳で利用に共しています。

プライバシー保護のため、閲覧の請求に際して、閲覧の目的が明らかになる具体的な資料等の添付をお願いしています。

プライバシーの侵害や名誉き損、差別につながる恐れがあると認められるときは閲覧をお断りします。また閲覧制度の趣旨を逸脱し、不当な目的に使用される恐れがあると認められるときも同様です。

閲覧希望日の前日までに保健福祉課戸籍福祉グループに申請してください。電話予約はできません。

役場開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。

※代理人が申請されるときには、本人の委任状が必要です。

印鑑登録証明書は、重要な取引や不動産登記などの場合に必要でとても大切なものです。このため、印鑑の登録・証明の手続きは本人が行ってください。

もし、本人が入院等により印鑑登録手続きに来られないなど、やむを得ない場合は、代理人が必ず本人自筆の委任の旨を証する書面(委任状又は代理人選任届)を持って申請してください。

問寒別地区にお住まいの方は、問寒別出張所で登録、証明書の交付などができます。

区 分	内 容
印鑑登録のできる人	○住民基本台帳法により住民基本台帳に登録されている人 ●15歳未満の人及び成年被後見人は登録することはできません
登録できない印鑑	○住民票に記載されている氏名で表されていないもの ○職業、資格その他氏名以外のものを表しているもの ○ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの。印影を鮮明に表しにくいもの ○印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ25ミリメートルの正方形の収まらないもの ○ふちのない印鑑、ふちの欠けている印鑑
届け出に必要なもの	□本人が登録する場合 ○登録する印鑑 ○手数料 300 円 ○運転免許証等の公的機関の発行した顔写真付きの本人確認書類 外国人の場合：在留カードまたは特別永住者証明書 □代理人が申請する場合（即日交付はできません） ○登録する印鑑 ○代理人の印鑑 ○本人自筆の委任状 ○手数料 300 円 ○代理人の運転免許証等の本人確認書類 代理人申請はやむを得ない場合に限りです。
登録申請意思の確認	印鑑登録の申請をされますと町が本人あてに照会文を送付しますので、回答書に届け出の印鑑を押印して係まで持参してください。この手続きが済みますと、請求により印鑑登録証明書を交付します。 なお、照会書発送の日から 14 日以内に回答書の提出がない場合は、印鑑登録申請は取り消しとなります。
印鑑登録証の即日交付	本人の確認がその場でできる官公署発行の写真付き（割印等あり）免許証、許可証、身分証明書、在留カード・特別永住者証明書のいずれかを提示していただくか、本町において既に印鑑登録を受けている者が、印鑑登録申請書に登録を受けている印鑑を押印して、本人に相違ないことを保証したときは、即日印鑑登録証を交付します。
印鑑登録証明書の交付	□申請に必要なもの ○印鑑登録証(カード)（登録印鑑は不要） ○手数料 300 円 ※代理人が申請する場合でも印鑑登録証（カード）が必要となります。委任状は必要ありません。
その他	○印鑑登録証の再交付は、印鑑登録証を著しく汚染又はき損したときはできるが、万一紛失されても再交付はしません。紛失の場合は、廃止届を提出した後同じ方法で登録手続きをすることになります。 ○登録していた人が死亡や転出されたときは、登録が抹消されます。

マイナンバー・マイナンバーカードについて

問合せ // 保健福祉課戸籍福祉グループ

☎(01632)5-1115 (内線 164)

告知端末番号5-8815

マイナンバー（個人番号）とは、住民票を有する全ての方に1つ1つの番号（12桁）をお知らせして、行政の効率化、国民の利便性を高める制度です。あなたのマイナンバーは通知カード（2015年10月～12月郵送）で知ることができます。

■マイナンバーカード（個人番号カード）とは

- ・マイナンバーカードには、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写真が表示されています。
- ・マイナンバーカードの有効期限は、20歳以上の方は10回目の誕生日まで、20歳未満の方は5回目の誕生日までとなります。
- ・マイナンバーカードは、顔写真付きの公的な書類で、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップに搭載された電子証明書をを用いて、e-Tax（国税電子申告・納税システム）をはじめとした各種電子申請を行うことができます。
- ・マイナンバーカードの取得は任意です。

■申請方法

通知カードとともに交付申請書が送付されています。上部に通知カード、中部に個人番号カード交付申請書、下部にQRコードが記載されており、郵送またはスマートフォン、パソコンからも申請ができます。

郵送による申請

個人番号カード交付申請書に署名等の必要事項を記入し、顔写真を貼り付けます。

送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。

※送付用封筒がない場合、役場保健福祉課戸籍福祉グループにご持参いただければ、役場から地方公共団体情報システム機構に送付することができます。

WEB サイトからの申請

カメラで顔写真を撮影します。

下記のリンクまたは交付申請書のQRコード等から申請用WEBサイトにアクセス。必要事項を入力の上、顔写真のデータを添付し送信します。

WEB サイト <https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/pc.html>

■受取方法

交付の準備ができましたら、交付通知書を送付します。通知書の案内にしたがって役場保健福祉課戸籍福祉グループへマイナンバーカードの受け取りにお越しください。問寒別出張所での受け取りはできません。

マイナンバーカードの各種機能（電子証明書等）を利用するため、カード受け取り時に暗証番号の入力が必要になりますので事前に準備をお願いします。

- ・署名用電子証明書には6文字以上16文字以下の英数字を設定します。
- ・利用者証明用電子証明書、住民基本台帳アプリ、券面事項入力補助用アプリには4桁の数字を設定します（全て同じ暗証番号でも可）。

■紛失・盗難

紛失や盗難にあった場合は、個人番号カードコールセンター（0570-783-578）に電話していただき、カードの機能を一時停止してください。また、第三者によるなりすまし等の被害を防ぐため、至急、交番または警察署で遺失届出等をし、届出日と受理番号を控え（再交付をされる際に必要になります）、役場保健福祉課戸籍福祉グループに紛失届をしてください。

旅券（パスポート）申請

問合せ // 保健福祉課戸籍福祉グループ
 ☎(01632)5-1115（内線164）
 告知端末番号5-8815

□申請、交付窓口について

申 請 人	受付窓口	ご 注 意
・幌延に住民登録している方（本人又は代理人）	保健福祉課戸籍福祉グループ	・問寒別出張所では行えません。
・学生・単身赴任者等の理由により他の道内市町村に居住されている方 ・お急ぎの方	お近くの総合振興局、振興局 北海道パスポートセンターへ 直接お問い合わせください。	・申請及び受け取りは同一の窓口となります。 ・提出書類が増えますのでご確認ください。 ・道外を希望する場合は「幌延町の住民票」が必要になります。
・刑罰等関係欄の1～6の質問に対し、1つでも「はい」に該当がある方	宗谷総合振興局（TEL 0162-33-2902）または 北海道パスポートセンター （TEL 011-219-3388）の 窓口へ直接お問い合わせください。	・幌延町役場の窓口では手続きができません。

□申請（新規・切替に関すること）

区分	内 容	数	適 用
旅券の種類	5年・10年	1	20歳未満の方は、5年旅券のみ （申請は、20歳の誕生日の前々日まで）
必要な書類	一般旅券用発給申請書	1	本人が記入のうえ提出してください。 折り目が付いたり、汚れたりしたものは受け付けられませんのでご注意ください。
	戸籍謄(抄)本	1	6ヶ月以内に発行されたもの。 有効期間内（1年を切ったもの）の旅券を切り替える場合で、氏名・本籍地（都道府県）に変更がなければ省略できます。 同一戸籍内のご家族が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通で結構です。
	写真（パスポート用）	1	6ヶ月以内で本人のみを正面から撮影されたもの。 無帽、無背景、縦45mm×横35mm（縁なし） ※写真裏面下部に名前を記入してください。なお、のり付けは、担当窓口で（規格等を確認後）行います。
	本人確認書類	1	運転免許証等の原本（コピーは不可）
	有効期限の切れた旅券（パスポート）		申請に記入項目がありますので、持っている方は必ず持参してください。（VOID 証券抹消機による処理後、お返しいたします）

口交付に関すること

申請日から約2週間後が受領予定日になっています。受け取りは乳幼児など年齢に関係なく必ず、パスポート名義人ご本人にお越しいただきます。（代理での受け取りはできません。）

申請日から6ヶ月を過ぎると失効となり、受領できなくなります。また、次回申請時には「未交付失効旅券届出書」を併せて提出する必要があります。

持参するもの	内 容	適 用																														
1. 引換証	申請受理時に渡されたもの 10年：だいたい色 5年：むらさき色	引換証を紛失された場合は本人確認書類を持参のうえ、窓口でお申し出ください。																														
2. 印鑑	変形しないもの 朱肉を使うもの	シャチハタは使用できません。																														
3. 手数料	・ 10年 <table><tr><td>収入印紙</td><td>14,000 円</td></tr><tr><td>北海道収入証紙</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>合計金額</td><td>16,000 円</td></tr></table> ・ 5年（12歳以上） <table><tr><td>収入印紙</td><td>9,000 円</td></tr><tr><td>北海道収入証紙</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>合計金額</td><td>11,000 円</td></tr></table> ・ 5年（12歳未満） <table><tr><td>収入印紙</td><td>4,000 円</td></tr><tr><td>北海道収入証紙</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>合計金額</td><td>6,000 円</td></tr></table> ・ 記載事項変更 <table><tr><td>収入印紙</td><td>4,000 円</td></tr><tr><td>北海道収入証紙</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>合計金額</td><td>6,000 円</td></tr></table> ・ 増補 <table><tr><td>収入印紙</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>北海道収入証紙</td><td>500 円</td></tr><tr><td>合計金額</td><td>2,500 円</td></tr></table>	収入印紙	14,000 円	北海道収入証紙	2,000 円	合計金額	16,000 円	収入印紙	9,000 円	北海道収入証紙	2,000 円	合計金額	11,000 円	収入印紙	4,000 円	北海道収入証紙	2,000 円	合計金額	6,000 円	収入印紙	4,000 円	北海道収入証紙	2,000 円	合計金額	6,000 円	収入印紙	2,000 円	北海道収入証紙	500 円	合計金額	2,500 円	町内の取扱先 ・ 収入印紙は「郵便局」「幌延町農協」 ・ 北海道収入証紙は「幌延町農協」 ※現金ではお受けできません。
収入印紙	14,000 円																															
北海道収入証紙	2,000 円																															
合計金額	16,000 円																															
収入印紙	9,000 円																															
北海道収入証紙	2,000 円																															
合計金額	11,000 円																															
収入印紙	4,000 円																															
北海道収入証紙	2,000 円																															
合計金額	6,000 円																															
収入印紙	4,000 円																															
北海道収入証紙	2,000 円																															
合計金額	6,000 円																															
収入印紙	2,000 円																															
北海道収入証紙	500 円																															
合計金額	2,500 円																															



問合せ // 住民生活課税務保険グループ

☎(01632) 5-1115 (内線 143,154)

告知端末番号5-8812

生涯にわたって、みなさんが安心して医療サービスを受けることができるよう、加入者がお金を負担し合い、医療費に充てるといふ相互扶助の考えに基づいているのが国民健康保険です。その財源は、国からの補助金とみなさんが納める国民健康保険税が当てられます。

国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額と後期高齢者支援金課税額と介護保険法に規定する被保険者につき算定した介護納付金課税額の合算額で課税します。介護納付金課税額は、介護保険法に規定する40歳以上65歳未満の被保険者がいる世帯主です。

■加入・脱退の手続き

種類	届け出が必要なとき	必要なもの
加 入	他の市区町村から転入してきたとき	印鑑、転出証明書、個人番号確認書類
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書、個人番号確認書類
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印鑑、被扶養者からはずれた証明書、個人番号確認書類
	子供が生まれたとき	印鑑、保険証、母子健康手帳又は出生証明書、個人番号確認書類
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書、個人番号確認書類
脱 退	他の市町村に転出するとき	印鑑、保険証、個人番号確認書類
	職場の健康保険に入ったとき	国民健康保険と職場の健康保険の両方の保険証（後者が未交付のときは、加入したことを証明するもの）、印鑑、個人番号確認書類
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡診断書又は埋火葬許可書、個人番号確認書類
	生活保護を受けることになったとき	保険証、保護開始決定通知書、個人番号確認書類
その他	町内で住所が変わったとき	印鑑、保険証、個人番号確認書類
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	
	就学のため他の市区町村に住所を移すとき	印鑑、在学を証明するもの、保険証、個人番号確認書類
	保険証をなくしたとき(汚れて使えなくなったとき)	印鑑、個人番号確認書類、本人であることを証明するもの(運転免許証など)

注：14日以内の手続きが必要となります。うっかりして国保加入の手続きを忘れていたような場合は、社会保険等の資格喪失時までさかのぼって保険税を納付していただくことになります。

■一部負担金

医療機関の窓口で支払う一部負担金が年齢によって次のようになっています。

- ・就学前の乳幼児 2割負担
- ・就学以上70歳未満 3割負担
- ・70歳以上 2割負担

ただし、昭和19年4月1日以前生まれの方は1割、一定以上所得者は3割負担

※一定以上所得者とは、課税所得金額が年145万円以上の方と、その世帯に属する方をいいます。

ただし、年収が夫婦2人世帯などで520万円未満、単身世帯で383万円未満の方は、2割となります。

70歳以上75歳未満の方には、国保の保険証とは別に一部負担の割合(2割又は3割)を示す「国民健康保険高齢受給者証」が交付されます。医療機関の窓口で提示してください。

■給付の種類と手続き

種類	内 容	必要なもの
出 産	出産育児一時金 420,000 円	保険証、出産の事実を証明する書類、印鑑、振込先口座番号、個人番号確認書類
死 亡	葬祭費 20,000 円	保険証、死亡の事実証明書、葬祭執行者の印鑑及び振込先口座番号、個人番号確認書類
高額療養費	同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額が高額になった場合、申請して認められると、自己負担額を超えた分は高額療養費として支給されます。 自己負担額及び計算の方法は70歳未満と70歳以上の方で異なります。また、同じ世帯で高額の自己負担が複数あった場合には、合算することができます。 詳しくは税務保険グループへ相談下さい。	保険証、領収書、印鑑、振込先口座番号、個人番号確認書類
療養費	旅行中の急病など、緊急やむを得ない理由で保険証を持たずに診療を受けたとき	領収書、保険証、印鑑、振込先口座番号、個人番号確認書類
	医師の同意により、ハリ、灸、マッサージの施術を受けたとき	医師の意見書、領収書、保険証、印鑑、振込先口座番号、個人番号確認書類

■保険証の更新

被保険者証の更新は、毎年4月に行います。

後 期 高 齢 者 医 療

問合せ // 住民生活課税務保険グループ

☎(01632) 5-1115 (内線 143,154)

告知端末番号5-8812

75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方(※)が安心して医療サービスを受けることができるよう、国民みんなで支えあうのが後期高齢者医療制度です。その財源は、公費約5割、若い世代の支援金約4割と被保険者みなさんが納める保険料が約1割となっています。

■申請が必要な手続き

種類	届け出が必要とき	必要なもの
加 入	新たに障がい認定を受けたとき	印鑑、各種手帳、個人番号確認書類
	道外から転入したとき	印鑑、前住所地から証明された負担区分等証明書、個人番号確認書類
変 更	他の市町村に転出するとき	保険証、個人番号確認書類、個人番号確認書類
その他	保険証をなくしたとき(汚れて使えなくなったとき)	印鑑、個人番号確認書類、本人であることを証明するもの(運転免許証など)

■一部負担金

医療機関の窓口で支払う一部負担は次のようになっています。

- ・一般 1割負担
- ・現役並み所得者 3割負担

※現役並み所得者とは、課税所得金額が年145万円以上の方と、その世帯に属する方をいいます。

ただし、年収が夫婦2人世帯などで520万円未満、単身世帯で383万円未満の方で申請をし、認定されると1割となります。申請には、印鑑が必要です。

■給付の種類と手続き

種類	内 容	必要なもの
死 亡	葬祭費 30,000 円	保険証、死亡の事実証明書、葬祭執行者の印鑑及び振込先口座番号、個人番号確認書類
高額療養費	同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額が高額になった場合、申請して認められると、自己負担額を超えた分は高額療養費として支給されます。 自己負担額及び計算の方法は、前年所得で異なります。 詳しくは税務保険グループへ相談下さい。	保険証、領収書、印鑑、振込先口座番号（初回のみ）、個人番号確認書類
療養費	旅行中の急病など、緊急やむを得ない理由で保険証を持たずに診療を受けたとき	領収書、保険証、印鑑、振込先口座番号、個人番号確認書類
	医師の指示により、コルセット・ギブスなどの補装具をつくったとき	医師の意見書、装着証明書、領収書、保険証、印鑑、振込先口座番号、個人番号確認書類

■保険証の更新

被保険者証の更新は、毎年7月に行います。



ごみの分別・出し方

問合せ // 住民生活課生活環境グループ

☎(01632) 5-1115 (内線 153,154)

告知端末番号5-8812

平成14年12月からごみの分別収集を始め、ダイオキシン対策としてごみの焼却を行わず、資源ごみのリサイクルを積極的に進め、どうしても再資源化できないごみについては、破碎・減容化して埋立しています。

幌延町では、周辺の町（天塩町、遠別町、中川町、豊富町）と西天北五町衛生施設組合を組織してごみの共同処理を行っています。

ごみのステーションは、いつも清潔できれいにして下さい。

■ごみの分別種類

○資源ごみ

びん・缶・ペットボトル類、プラスチック類（容器・包装にかかるもの）、紙類、金属類、白色トレイ・発泡スチロール、危険ごみ、新聞紙、雑誌等、段ボール、紙飲料パック、食用油

○生ごみ

○ペットのふん

○一般ごみ

○衣類等

○紙おむつ

○粗大ごみ

※詳しくは、西天北五町衛生施設組合発行の『ごみガイドブック（改訂版）』をご覧ください

■ごみ処理の有料化

ごみ処理の有料化は、「ごみ処理券」「組合指定袋」を購入することで実施しています。

資源ごみ 生ごみ 一般ごみ 衣類等 紙おむつ ペットのふん	「組合指定袋」を指定取扱店で購入して使用願います。 (資源ごみの中には、そのまま縛って出せるものがあります。)
粗大ごみ	「ごみ処理券」購入して、申込み受付番号を記入のうえ粗大ごみに貼って、指定日に自宅前に出してください。

※直接施設にごみを搬入する場合も、「組合指定袋」に入れるか、「ごみ処理券」を貼って持ち込んでください。
事業系ごみも家庭系ごみと同じ扱いになります。

～ 指定取扱店 ～

町内で「組合指定袋」を取り扱っている指定取扱店は次のとおりです。

店 名	電 話	FAX
(有)伊藤商店	5-2226	5-2467
(有)大森商店	5-1121	5-1123
菊地商店	5-1279	5-2805
近正商店	5-1021	5-1412
Aコープ 幌延店	5-1639	5-2323
(有)水上商店	5-1070	5-1856
Aコープ 問寒別店	6-5111	6-5620
セイコーマートほろのべ店	5-1718	5-1718

※西天北リサイクルプラザでも取り扱っています。

○指定袋料金

資源ごみ

- ①びん・缶・ペットボトル
- ②プラスチック類
- ③白色トレイ・発泡スチロール
- ④紙類
- ⑤金属類
- ⑥危険ごみ

容量20ℓ	7円	販売は5枚入りで……	35円
容量40ℓ	14円	販売は5枚入りで……	70円

生ごみ

- ①生ごみ……………
- ②ペットのフン……………

容量 3ℓ	15円	販売は5枚入りで……	75円
容量 6ℓ	30円	販売は5枚入りで……	150円
容量12ℓ	60円	販売は5枚入りで……	300円
容量20ℓ	100円	販売は5枚入りで……	500円
容量 6ℓ	30円		

一般ごみ 衣類等 紙おむつ

容量20ℓ	40円	販売は5枚入りで……	200円
容量40ℓ	80円	販売は5枚入りで……	400円

粗大ごみ

……………	一律1個につき……………	500円
-------	--------------	------

動物死体の処理料金について

大動物（鹿、大型犬）……………	5,000円
中動物（中型犬）……………	3,000円
小動物（小型犬、猫）……………	1,000円

■処理を必要とする場合は、直接組合に申込み下さい■

■処理に関するお問い合わせ先：西天北五町衛生施設組合■

○ごみ収集スケジュール

月	火	水	木	金	土	日
資源ごみ 紙おむつ 衣類等	生ごみ	一般ごみ	農村地区	生ごみ ペットのフン	休み	休み

行政事務執行施設

幌延町役場

問合せ // 宮園町 1 番地／総務財政課 総務グループ
 ☎(01632) 5-1111 FAX 5-2971
 告知端末番号5-8811



役場の業務時間は、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。

出生届・離婚届・死亡届などの受け付けや埋葬（火葬）許可書の発行は、土・日曜日、祝日でも行っています。また、昼休み時間（正午～午後 1 時）においても、各課職員がいて窓口業務等を行っていますので、ご利用ください。

ご用命の担当部署に直接電話をおかけいただける直通の電話番号を設けています。

直通の電話番号におかけいただくことで、お取次ぎ時間の短縮と通話料の節減ができますので、役場に電話をおかけの際には、直通の電話をご利用ください。

各課直通電話番号一覧

1F

総務財政課	総務グループ・財政グループ	01632-5-1111
住民生活課	生活環境グループ・税務保険グループ	01632-5-1115
保健福祉課	戸籍福祉グループ	01632-5-1115

2F

産業振興課	企画振興グループ・農林グループ	01632-5-1113
農業委員会		01632-5-1113
建設管理課	建設グループ・管理グループ	01632-5-1116
教育委員会	総務学校グループ	01632-5-1117

■交通：JR 幌延駅から徒歩 5 分：沿岸バス幌延駅から徒歩 5 分、幌延（十字街）から徒歩 2 分

★役場庁舎以外の施設で行っている行政事務

- 児童保育・幼児教育：幌延町認定こども園/栄町6番地3/☎098-3221/℡(01632)5-1254
：問寒別へき地保育所/字問寒別 135 番地 1 /☎098-2943/℡(01632)6-5045
- 老人等在宅介護：幌延町地域包括支援センター/字幌延 102 番地 1 /☎098-3223/℡5-1790
- 介護保険の居宅介護支援：幌延町居宅介護支援事業所/字幌延 102 番地 1 /☎098-3223/℡5-1790
- 町民の健康増進：幌延町保健センター/字幌延 102 番地 1 /☎098-3223/℡5-1790
- 知的障害者の更正等：幌延町立北星園/字幌延 15 番地 4 /☎098-3223/℡5-1950
- 町民への医療の提供：幌延町立診療所/1 条北 2 丁目/☎098-3201/℡(01632)5-1221
- 学校教育・社会教育行政：幌延町生涯学習センター/宮園町 1 番地の 3 /☎098-3207/℡(01632)5-1321
- 社会体育行政：幌延町総合体育館/栄町 5 番地の 1 /☎098-3221/℡(01632)5-2111
- ごみ・し尿処理：西天北五町衛生施設組合/字幌延 884 番地/☎098-3223/℡5-1154
- 消防・救急行政：北留萌消防組合消防署幌延支署/宮園町 10 番地 1 /☎098-3204/℡5-1159

問寒別出張所

問合せ // 字問寒別 135 番地 4 /問寒別出張所
℡(01632) 6-5006 FAX 6-5008
告知端末番号 6-5006

問寒別出張所の業務時間は、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時までです。土・日曜日、祝日の出生届・離婚届・死亡届などの受け付けや埋葬（火葬）許可書の発行は、本庁で行っています。

また、昼休み時間（正午～午後 1 時）においても、職員がいて窓口業務等を行っていますので、ご利用ください。

■主な窓口業務

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ○住民登録に関すること | ○妊娠婦手帳に関すること |
| ○諸証明に関すること | ○国民年金の窓口事務に関すること |
| ○印鑑登録・証明に関すること | ○墓地及び火葬場の管理に関すること |
| ○戸籍等の謄抄本の受付・交付に関すること | ○町税及び税外収入の窓口徴収に関すること |
| ○証明書の受付・交付に関すること | ○本庁と町民との連絡に関すること |

行政機構図

幌延町議会

議会事務局	書記係	本会議、委員会、会議録作成、議会だより、請願・陳情 等
-------	-----	-----------------------------

幌延町長部局

総務財政課	総務グループ	総務係 防災情報係	職員、庁舎管理、防災、情報公開、広報、ホームページ 等
	財政グループ	財政係 出納係	財政、町有地・公物管理、手数料・使用料・税金等の納付 等
	問寒別出張所		問寒別地区における住民手続 等
住民生活課	生活環境グループ	住民生活係 衛生環境係	食品衛生、廃棄物、温暖化対策、交通安全、防犯、生活交通、広聴、町内会、行政相談、人権擁護、男女共同参画 等
	税務保険グループ	税務係 保険係	町民税、固定資産税、国民健康保険、後期高齢者医療保険、収納対策 等
保健福祉課	戸籍福祉グループ	戸籍年金係 社会福祉係	戸籍、住民基本台帳、個人番号、高齢者・障がい者・児童・母子福祉、年金、生活保護、少子化対策、婚活支援 等
	保健センター	保健推進係	保健指導、健診、健康増進、予防接種、健康相談 等
	地域包括支援センター	包括支援係	介護予防
	居宅介護支援事業所		居宅介護支援
	認定こども園	保育係	幼児保育、幼児教育、子育て支援、ファミリーサポート 等
	子育て支援センター	保育支援係	
	問寒別へき地保育所		
産業振興課	企画振興グループ	地域振興係 商工観光係	重要施策、深地層研究、統計、移住定住、エネルギー施策、地域おこし、商工観光 等
	農林グループ	農業振興係 農村整備係 林政係	農業振興、公共牧場、法人化、新規就農、担い手対策、農村整備計画・畜産クラスター、バイオマス、農業土木、鳥獣保護、狩猟、森林 等
建設管理課	建設グループ	土木係 建築係	土木、道路維持、設計施工、建築、住宅 等
	管理グループ	管理係 公園住宅係 上下水道係	道路河川行政、入札、契約、公営住宅、公園管理、上水道、下水道、農業用水道（維持管理） 等
診療所	医療事務局	医事総務係	内科・外科・心療内科・精神科
	医療技術科	放射線室	
		検査室	
		給食室	
		看護科	看護係

幌延町農業委員会

農業委員会事務局	農地係	農地移転、農地転用、農業者年金、地籍管理 等
----------	-----	------------------------

幌延町教育委員会

総務学校グループ	総務学校係	教育委員会会議、学校施設整備、学校行事、スクールバス 等
学校給食センター		学校給食
社会教育グループ	社会教育係	社会教育、青少年教育、成人教育、芸術、文化財 等
幌延町生涯学習センター		図書・読書活動、施設管理 等
問寒別生涯学習センター		
総合体育館	社会体育係	スポーツ推進、プール管理、施設管理 等
金田心象書道美術館		展示、施設管理 等

幌延町選挙管理委員会

選挙管理委員会事務局	書記	各種選挙、選挙人名簿、選挙啓発、直接請求 等
------------	----	------------------------

平成28年4月1日改訂

発行／幌延町 保健福祉課戸籍福祉グループ

〒098-3207 天塩郡幌延町宮園町1番地

TEL 01632-5-1115（保健福祉課直通）

01632-5-1111（町代表）

FAX 01632-5-2971

HP 以 下 : <http://www.town.horonobe.hokkaido.jp/>